

平成28年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

平成28年 3月 9日(水曜日)

午前9時30分開議

第36 一般質問

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	八鍬光邦君
福祉保健課長	渡辺克人君
農林商工課長	村口鉄哉君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	遠藤琢磨君
会計管理者	佐藤純一君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
社会教育課長	山本正徳君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長・児童センター長	中山信也君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	竹村治実君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第36、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

6番、余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず一つ目としまして「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」について伺います。

このことは国の緊急的取り組みとしてスタートした施策で、まず地域住民生活等緊急支援のための交付金として26年度補正予算にて地域消費喚起・生活支援の二つの目的に沿った補正が生まれ、当町でも27年10月には「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」が策定されました。国は「東京への一極集中の是正」「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」「地域の特性に即した地域課題の解決」を基本的視点として目指すべき将来の方向を定め、地方が創生していくことが日本の発展につながることを目指しているものと考えます。

27年に作られました訓子府町の総合戦略について何点かお尋ねいたします。

一つ、進行管理については5年後の数値目標を設定していますが、毎年の「KPI」重要業績評価指数ならびに「PDCA」を行い柔軟に見直し、施策の追加も考えますが、どのようなことが考えられていますか。

二つ、基本目標ならびに重点目標に「力強い産業と雇用を創る」とありますが、具体的な内容をお伺いします。

三つ、重点目標（2）「安心して子どもを産み、育てることができる環境を創る」の数値目標としている就学前児童の2019年度286人の根拠を伺います。

四つ、重点目標（3）の「安心して住み続けることができる環境を創る」の③勤労者の住宅対策の内容ならびに今後の取り組みについて伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略について」4点のお尋ねがございました。

1点目に「進行管理については5年後の数値目標を設定していますが、毎年の『K P I』重要業績評価指数ならびに『P D C A』を行い、柔軟に見直し、施策の追加も考えられますが、どのようなことが考えられるか」とのお尋ねでございますが、地方版総合戦略策定におきましては、国の指導により原則として基本目標は成果目標で設定され、K P Iとの整合性を図ることと、その検証と見直しのための仕組みが示されています。

本町では「P D C A」いわゆる計画策定（プラン）、推進（ドゥ）、点検評価（チェック）、改善（アクション）を実施していくことを明記していますので、「訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」ならびに外部有識者で組織する「訓子府町まち・ひと・しごと創生有識者会議」で検証し、見直し、施策の追加を行い、加えて現在策定中の第6次総合計画の前期重点プロジェクトの一部と位置づけし、必要に応じて総合戦略の見直しを実施する予定としています。

そういったことから、点検評価時点で課題が出され、その課題の改善に向けた施策を検討していくこととなります。

2点目に「基本目標ならびに重点目標に『力強い産業と雇用を創る』とありますが、具体的な内容」についてのお尋ねでございます。四つの戦略の一つ目の「持続可能な農業づくりと雇用の維持・拡大」では、新年度では農業基盤整備事業をはじめとして畜産競争力強化対策整備事業や共同利用模範牧場整備事業、多面的機能支払交付金事業や新規就農者等支援事業、青年就農給付金事業などを実施してまいります。

二つ目の「地域産業を支える人材の育成」では、農業担い手育成事業、産業後継者育成事業、くねっぷ未来づくり試験委託事業などを実施してまいります。

三つ目の「賑わいのある地域商業の活性化」では、商工会活動費補助金をはじめ、商店街等活性化推進対策費支援事業、店舗出店等支援事業、店舗改修事業、住環境リフォーム促進事業を実施してまいります。

四つ目の「地域企業との連携強化」では、各研究機関や事業者との情報共有や人材定着に向けた事業を展開してまいります。

3点目に「重点目標（2）『安心して子どもを産み、育てることができる環境を創る』の数値目標としている就学前児童の2019年度286人の根拠」についてお尋ねがございました。

私は就任以来、中学生までの医療費の無償化や子どもインフルエンザ予防接種をはじめ、B型肝炎、ロタウイルス、おたふくかぜの任意接種への助成制度を創設するなど子育て支援対策を重点的に実施しています。

施設整備につきましても、子育て支援センターの設置、児童センターの機能を拡充した改築、来年度のこども園開園などを行い、子育て環境整備の充実にも努めてまいりました。

そういった各種の支援策や環境整備が子育て世代の移住・定住につながり、さらには合計特殊出生率の上昇など希望的な目標として2014年の10%増を設定しています。

加えて、1点目で申し上げたとおり毎年度点検、評価を行い、改善に向けた検討をしてまいりますのでご理解願います。

4点目に「重点目標（3）の『安心して住み続けることができる環境を創る』の③勤労者の住宅対策の内容ならびに今後の取り組みについて」のお尋ねがございました。

本町における住宅の現況につきましては、持ち家住宅が80%を占め、公営住宅が11%、

公宅等が4.6%、民間借家等が3.4%と民間借家等が少ない状況にあります。

特に所得制限がある公営住宅に入居することができない方の住宅が不足している状況にあり、新年度予算で現在空き家である高校教職員住宅の定住促進住宅としての購入を提案しているところであります。

また、3点目のご質問にあります、子育て世代の住宅整備や転勤者の定住に向けた住宅整備なども今後検討してまいりますのでご理解をお願いします。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） ありがとうございます。私もこのビジョンについては質問しようと思って何回も何回も読ませていただきました。本当に普通、よく考えられてきちんとしているなと思いました。これらについては、道でも国でも似たようなものをみんな出していますので、その流れの中で似たような感じの資料かなと思っております。

まずお聞きします。先に書いておけばよかったんですけども、こういうのは、すぐわかるんじゃないかと思います。新年度の予算の中で「まち・ひと・しごと」のこのビジョンに関する今、重点目標としてお答えの中にたくさんありましたけれども、そのものに対する予算に対する交付税の金額的には大体これに関してはどれぐらいの金額が今回見積もられているのか、おわかりでしたらお知らせください。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 交付税の部分でございますけれども、資料が手元にございませんで後ほど回答したいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 数字のことなので後で教えてください。私は1点目にお答えをいただきました「KPI」ならびに「PDCA」に対してのお答えの中で、これは確認だったんですけど、やはり今回、総合ビジョンということで5年間の計画を出していますが、これに対して、この内容について、どこまで満足されているのかということとは別としまして、やはり見直し、新しいものを創設というものは随時考えていかなければいけないと思います。私も何点かやはりもっと突っ込んでもっといい施策を入れていかなければいけないんじゃないかなという部分があるかと思っておりますので、予算を提出したばかりの段階でしようけれども、評価はまだしないんですけど、今作った段階でどうでしょうか、もう少しこれも入れたんじゃないかとか、もっと具体的な方策として何かあったんじゃないかというようにお考えは今のところございせんか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 国から求められた地方創生のこの総合戦略については、もう議員もご存じのとおり5年間、しかも早急に作れということですから、おのずと無理がありますし、限界がありますから、その限界の中で私は職員と共に全力でこの計画に盛り込んだと自負しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） まったく本当に短い時間の中でこういうものを作るのはすごいなと思って感心しております。ただ自負されているのはわかりましたけれども、やはり柔

軟に今後いいものが出てきたり、ある程度の提言がありましたら、ぜひともすぐさまとい
いますか、いいものは取り入れて今回の計画が全てということではなくて、取り入れて新
しいものを作っていただきたいと思います、私としては。そこで今回、訓子府町
のビジョンについては、私が見まして、26年の補正予算の中で、緊急的取り組みとして
ですね、補正の中でいろんな今回組まれているような内容が補正の段階でスタートしまし
て、それでまた総合ビジョンを作るにあたっては、何となく私としては内容的には、その
流れの中でいっているんじゃないのかなと。そういう考えを漠然と持っているわけなん
です。それで総合ビジョンがありまして、来年度の予算を組んでいますから、そのような感
じかなということを感じています。何かそれ以上に新しいものが出てこなかったのがちょ
っと残念だなという気持ちを持っております。どこまで新しいものを出すのがいいのか、
それは別としましても、皆さんもご存じだと思いますけれども、大空町あたりは人口8千
人の町で、うちは5千二、三百人の町ですけれども、思い切った施策を、びっくりするよ
うなものを今回の予算の中に入れていないんじゃないかと思えます。予算総額でいっても一
般会計予算で84億円で、プラス4.1ですから訓子府の方がプラスは多いんですけれど
も、学校給食の無料化ですとか、子どもが生まれたら1人5万円あげますよとか、多子世
帯の保育料の軽減というのは訓子府もやっていますけれども、また町の分譲住宅、土地の
分譲をして、よそからの人を集めようとか、また転入して民間住宅を借りたら家賃を補助
しますとか、何となくかなり思い切った施策を打っているんじゃないかなと私は思います。
そういう面で行きますと、訓子府の総合戦略に盛り込まれたものは地味で堅実なところは
たくさんあると思いますが、やはりそういう面のアピールで行きますと少し足りないの
かなと私は感じています。それで訓子府で出したような総合戦略の中にあるものというの
は、こどもの保育料の問題ですとか、医療費の問題、それから空き家対策、これらに関し
ては、いろんな町でやっていますね。確かに今回のことについて、これは国からの
そういうビジョンを作るにあたっての「まち・ひと・しごと」の中にそういうものが
たくさん組み込まれていますので、その辺については、かなりお金の出方も楽な
のかなという気持ちも持ちますけれども、よそから人を、ある意味、人を呼ぶ
ことも大事ですし、町から出ないようにすることも大事ですし、そういうよ
うなことを考えますと、これ同じような施策をいろんな町がやりますと、よ
そから来るということへの効果というのは薄いんじゃないのかなと、まず思
っているんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） どうして同じようになるのかと。ちょっと考えていただ
きたいと思います。私はこのKPI（重要業績評価指数）、すなわちキーパ
フォーマンスインディケータ、自分で評価しなさいといっているわけ
です。そして見直ししなさい。国は従来のさまざまな補助金や交付金のよ
うに、こうやってやったら与えますよということではなくて、あなた
たち自身が考えなさい。しかも人口総体で日本の人口社会というのは1
億を切るといわれています。プラスになるところもありますけれども、多
くはマイナスになるというのが人口統計問題からいっても明らかであ
ります。そうすると、このことによって人口が増えたことが勝ち組な
のか、減ったのが負け組なのかという、そういう選択肢はあり得ない
と私は思っていますので、少なからず、この地方創生に乗っかりなが
ら堅実にまず一つは提案をしていく。同時に試しも含めて、これでい
けるかと、これでどうだという

ことも含めて、私ども自身の主体的な考え方が求められていくのではないかと。何よりも大事なことは、私は総合計画の中でも答弁させていただいていますけれども、町民の声をちゃんと聞いて、町民の意向に沿った計画を、これは総合計画になりますけれども、確実にこの10年間の計画を長期のスパンで樹立していく。その中でこの総合戦略でいっている5年間のものを国が求めていること含めて現実的な提案の仕方をしていかざるを得ないというのが、これ全国の自治体のある意味での特徴ではないかということをご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 堅実に、もちろんこれは町長が昔から、前から言ってることだと思いますけれども、今、住んでいる方を大事にして、この方たちが住みやすい町をつくることによって出ていく人も少なくなるし、そのいい町に行きたいと思う人がきつといるんじゃないかというようなことの流れがまったくそのままいっているんじゃないかと思います。ただやはり行政として、行政としてといいますか、トップの町長として、政治家として、やはり何かを進めていく上で、こういう機会を使って何か今までの、このままではやはり今までの流れの中のそういう堅実さばかりが光りまして、やはり一步踏み出して、一步アクションをかけて、よそから、もちろんよそから呼ぶこととか、呼んだから勝ちとか負けとかということではないとは言いますが、これまた実際には増えたところが勝ちなんですよ。増えるような努力も必要じゃないかと。減らない努力も必要ですけども増やすようなことができるのであれば、やはりそういうことはこの機会にやるべきではないかと。そういうことを私としては強く感じます。私も町民の一人として、それを感じているわけですけども、やはり堅い政策の大事さもよくわかりますが、やはりこういう機会を使ってですね、国からのお金を、結局はお金の話になると思いますけれども、こういうものを使っていい施策を考えるということの必要性はさらに考えているんですけども、このことはさらにいかがでしょう。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 人口ビジョン・総合戦略とか地方創生のこのビジョンはもちろんですけれども、当然、私どもとしては、やはり考えていかなければならないというふうに思っております。しかし、これに振り回されることがあってはならないということも事実であります。かつてリゾート法が夕張を先頭にしながら産炭地がエネルギー政策の変換によって非常に厳しい現状に追い込まれています。鈴木市長も私はよく知っていますけれども、今回も高市早苗総務大臣のところに行って何とか町おこしやいろんなことで積極的に人口減少を食い止めるために力を貸していただきたいということを北海道知事や総務大臣の方に要請しているということもご存じだと思いますけれども、炭鉱崩壊によって何をやったか。それは観光立国です。そしてリゾート法です。どんどんいろんなものを呼んでやっていくというバブルのような状態の中で夕張は破綻していきました。もちろん平成の合併も考えようによっては国は1万人以下の自治体については窓口業務しかないといいながら合併をどんどん推奨していくという状況がありました。結果として一体どんな結果となったのかということは明らかであります。考えてみますと我々自身はしたたかに、しかも確かな方法でこの町の存続と、そしてこの町が未来永劫、発展していくような行政執行をしていくのが町長としての役割だと思っておりますので、今このふるさと創生については、

ある種の機会がございますので、まだ公表できませんけれども、いろんな提案を私どももしていています。そして国とのつばぜり合いもあります。しかしまだ公表できる段階ではありませんけれども、しかし、したたかにこの点はちゃんとやっていかなければならない。もう一つは、とは言いながらも最近の傾向としてお話しているかもしれませんが、例えばホクレンの職員が今度4名増員になると。何とか訓子府町に住まわせていただきたいと。住むような状況をつくっていききたいと。あるいはまた、ここ数日前も北見に転勤になった方が訓子府町に住みたいと。そして子育て環境がやはり優れていると。こういうのが地道ではありますけれども、ですから道立高校の住宅をうちに売ってもらうという予算提案をさせていただいていますけれども、できるだけ早く中の改築をさせてくれと、そして早く住めるような状況をつくらせていただきたいということも今やっているところでございますので、あせらないでじっくり着実に進めてまいりたいと思いますのでご理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 町長には、そういうまだまだ隠された良いプランがあるということなので、それらに期待したいと思います。ですからK P Iの関係、評価をする関係とかで総合戦略推進本部ならびに有識者会議というのがありますので、その中でも評価の段階だけではなくて、新しいものについても、やはりたくさん出していただいて一緒に協力してやっていくのがいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ手腕を發揮していただいて、我々のような野心のある人間が満足できるような施策をぜひやっていただきたいなと思っております。

それで一つこれはちょっと、次の話になるんですけども、四つの戦略の中の私はちょっと農業のことについて、ちょっとお聞きしたいんですけども、戦略を見ますと、これは具体的なこれによって全体が良くなるようなというふうなことで感じてはいるんですけども、これどうなんですか、この間の話の中にもありましたが、ここら辺の農業の規模からいって、今回T P Pの関係もありまして、やはりなるべく大型化にしてとか、大きな会社にしてとか、そういうようなことが考えられるんですけども、やはりこのことを進めることによって、逆にいいますと戸数が減っていくのかなど。戦略の中にもありましたけど、1次産業の人口の減りというのは非常に大きいですよね。これはやはりその形態からいってだんだん大きくしていかなくちゃ、大きくしていくために減っていくのか、なかなか維持できないのでやめていくから大きくなっていくのか、そこら辺の考え方はどうなのかなと思いますけれども、いかがなんですか、これからの将来的に考えまして、農業の大型化を目指していくのか、今みたいなかたちの中で進めて何とかいけるのか、そこら辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） これも何度も一般質問の中でお答えさせていただいておりますけれども、やはり人口減少の中でも農業者の人口減少については国策による影響というのは非常に強い。これはもちろん個々の農家の営業努力とか家庭的な事情だとか、いろいろありますけれども、農業構造改善事業をはじめ、いろいろな国の施策の中で私どもの町は、というよりも第一次産業を中心とする農村、漁業についての人口減少というのは、これはもうまぎれもない事実だということでもあります。特に、そうした状況の中で、うちの町は耕作者主義をできるだけ支援していこう。例えば農業基盤整備事業で執行方針の中でも言

っておりますけれども、15年間で150億円の国費、道費、町費含めて投入していく。そして生産性の高い農業をどうやって樹立していくのかというのがやはりいつの時代も、私たちの町は戦後、谷本村長以来一貫してこれらについては手厚く施策として盛り込んできた状況でございますし、今後もこれらについては農業の一つの施策の柱として私どもは考えていかなければならないということで予算措置をしているところでございますし、そして、新規就農者の営業技術や経営の支援とか、後継者の経営支援、複数戸による法人の設立や、あるいは農作業の※コントラクター等の支援等も含めて、私としては耕作者の支援を可能な限り、JAきたみらいと共にやっていくというのが方針でございますので、大規模化やあるいは今、国の中で経済界が5割以上の出資をすると農業の農地を購入できるというような状況もできてきています。耕作主義から逆に言うと経済界が農業に進出しやすい状況をつくっていく、あるいは農業委員会の改組、農協法の改組等々含めていくと国の施策としては大規模化、あるいは経済界の進出等を安易に認めていくというような施策が非常に増えてきています。このことは、私は町長としては、決していい状況ではないというふうに思っておりますけれども、改めてこれらも対応しながら、私たちは400戸の農家の限らない存続と発展のために全力を尽くすというのが町長としての使命ではないかと考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） ありがとうございます。まったくいいお答えかなと私は思っております。今後必要だとすればですね、やはり生産物、いいものが採れたものをいかに販売していくのかという、それについては国でも進めています地域連帯ですとか、そういうような方法もあるのではないかと思いますので、ぜひともそういうような施策もこれからJAと相談して考えていただいて、方向づけをしていただきたいと思いますと思っております。

3点目といたしますか、質問書での3点目、2019年度286人の根拠についてというお尋ねをしたわけなんですけれども、単純にこれはあれでしょうか、1割ぐらいいが増えるのではないかと数字なんですけれども、これについての数字のものはどうなんでしょうか、出生率とか結婚は何人すればとか、そういうようなことの根拠はありますか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、就学前児童の目標の人数ということで、町長からもお答えしたとおり10%ということで、希望的な数値ということも含めて設定をさせていただきます。6年で割ると47人ということでございますので、学校の学級もほぼ2学級を確保するというようなことも含めて設定をさせていただきますので、議員言われる出生率は1.8を2030年に達成するという設定でございますけれども、細かい積み上げをした数字ではないということをご理解いただきたいと思います。

それと1点目でご質問がございました交付税の部分の今回の地方創生ということで、どれぐらいの額を見込んでいるんだというご質問がございました。交付税の算定項目の中に人口減少対策費ということでございまして、その基準財政需要額という部分でございまして、ここが9,200万円ということで新年度予算でございますけれども見積りをしてございます。これでいきますと基準財政需要額の総額でいきますと25億円ということでございます。これからですね、普通交付税を算定するときに基準財政収入額というのがございまして、それをマイナスした数字が今回提案している19億7千万円という提案の数字

となつてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 数字のことはわかりました。わかりましたけどわかんないです。難しいですね。ただ漠然と創生に関して9, 200万円しかこなかったのかと、私としてはそういう考えしか持ちません、すいません。それと今の就学前児童の希望的観測の中で10%だというお話ですけれども、これについてはやはり少なくとも裏付け、数値目標として10%をあげてらっしゃるんでしょから、ただ具体的にはこの総合戦略の中には、そういう出生率を増やすためにどうしようとか、こうしようかというようなことがなかなかみられないんじゃないかなと思ひますよね。出生率については訓子府は今1.54ぐらいでしょうかね、出している数字が。それで北海道で一番いいところでも1.9ぐらい、近々でいえば佐呂間が1.7、大空が1.7とか、それぐらいなんですけれども、これは目標的に見ますと国からの目標は1.8になるようにすれば町もそうなんでしょうけれども、その人口の減り方というのは、かなり抑えられてくるというようなことなんですけれども、今回のことにはないんじゃないかと思ひますけれども、やはり将来的には、将来と申しますか来年度、再来年度に対しましても、この出生率を増やすためには、結婚してもらわなければいけませんので、今いる若者で結婚していない方に結婚してもらわなければいけないと。そのためにどうするんだという具体的な施策というのは非常に大事なものになってくるのではないかと思ひますけれども、これは民間ももちろんやるべきことかもしれないけれども、町としてもやはり具体的な方策というのは必要じゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） これも議員がどう理解するかということですが、例えば医療費の無料化や予防接種の補助、それから、子育て支援センター、こども園等々、この間、私が町長になってきて最も予算を投入してやってきたというのは、こうした子育て支援に対して、やはり一つの重要施策として位置付けてきておりますので、そのことが結果として、これからは私は努力して、子どもたちの笑顔が輝くまちづくりとして設定しておりますので、10%増に何とか近づけていきたいというふうに努力として数字として上げているわけで、ここはご理解いただきたいというふうに思ひます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） その施策自体をどうのこうのと言っているわけではなくて、やはりもちろん今訓子府にいるお子さんをもっていらっしゃるお母さん方というのは大変訓子府はいいところだと。そういうことについては、なんの問題もなく満足していらっしゃると思ひます。ただ、その前の段階ですよね。子どもが生まれるような、町長の言い方からいきますと、子どもを産むのにいい町なのでぜひ子どもを産みに訓子府でというようなことがまずスタートになるのではないかと思ひますけれども、やはり子どもを産むような環境、要するに結婚できる環境をですね、結婚したいと思う、その段階から入ってもらわないと、このことというのは、なかなか今、町がやっていることのすばらしさもありますけれども、やはりこのことを考えないことには、根本的に増えていくとか、それを利用する人というのは生まれてこないわけですから、やはりこのことについては、もう少し今やっているいい施策を生かすためにも、その前の段階について、一ついいアイデア、いい考

えを出していただきたいというのが私の考えでございます。よろしく申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 例えば佐呂間がやっているような合コンとかですね、いろんな放送局を利用した結婚の出会いの場とかということももちろん担い手対策協議会を中心にしながらご努力されていることですから、鋭意そういうかたちで結婚する機会や何かをさらに強固に進めていきたいというのは議員と同じように私も願うところでありますけれども、ただ一つだけ、私は結婚しない自由もあるんだということです。役場にもたくさん独身がいますよ。しかし、私は人生の選択として出会いももちろんそうですけれども、生涯独身で過ごすということも一つの権利としてあってよしとせざるを得ないという点では行政がそういう機会をつくるということが、とりもなおさず学歴の高い女性が多いから子どもは産まないんだとか、いろんな危惧するような発言がこの頃目立っておりますけれども、慎重に対応しながらも、そうした機会を行政としてできる可能な限りのことをやっていきたいというのが願ひでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） ぜひ行政が応援するというかたちで結構ですので、やはりいいものを見つけて応援してやっていただきたいと思います。

続いて、4点目にお聞きしました勤労者の住宅対策の内容ということなんですけれども、これは私は総合戦略を見たときには民間でやるアパートですとか、そういうものに対してこれから応援を考えていくというふうにみたんですけれども、実際にそれが進まないというか、急ぎ必要なんで今回の来年度予算の中で高校の住宅を買ってやっていこうということだと思っておりますけれども、私としてはこれから民間がそういうアパートを造るのに対して応援していこうというような意味合いなのかなと思っていましたが、そこら辺いかがなんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 確かに総合戦略の政策の中で勤労者住宅対策というので民間の賃貸住宅の建設促進というのがありますから、今年度については今、先ほど申しましたように訓子府高等学校の住宅を購入させてもらう。教員住宅を可能な限り使わせていただく。そしてまた空き家住宅対策を具体的に進めている状況でございます。しかし、これだけではないかどうかというのはこれからの課題だと思います。少なからず私の来年以降の政策の中で民間にご協力いただくということは十分頭に入っておりますので、これはもう前向きに検討してまいりますので、そのときにはご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 今回、高校の住宅をお買いになって、どれぐらいこれからリフォームとか、いろいろあるんじゃないかと思っておりますけれども、それにかかるお金ですとか考えたときにですね、とりあえずの措置として必要なことだと思いますけれども、やはり将来というか、次には民間に対しての具体的な施策をお出しになって、そういうものが実施されるような方向性を早期にやっていただきたいと思っておりますので、具体的なものを期待しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問にいてもよろしいでしょうか。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

社会教育施設の充実についてということで、これは教育長の教育行政執行方針の中の社会教育施設の充実で、体育施設のスポーツセンターの建て替え、町長の町政執行方針の中でも今年度の基本設計をすとして提案されていますが、私としてはスポーツセンターだけではなくて、その一連の施設としての体育施設、社会教育施設のことについて何点かお伺いしたいと思います。

社会教育施設としてのスポーツセンターと公民館ならびに青少年研修館との相乗効果といますか、そのようなことについては、どのように考えているのかお尋ねします。

二つ目としまして公民館、青少年研修館の建設年と施設の現状ならびに今後の改修についての考えを伺います。

三つ目としまして、スポーツセンターの耐震診断から基本設計に至る内部での対応と町民への説明の過程はどのようになされたのかお伺いします。

お願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、スポーツセンターの建て替えに関わり「社会教育施設の充実について」3点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「社会教育施設としてのスポーツセンターと公民館、青少年研修館との相乗効果についてどのように考えるか」とのお尋ねがございました。

スポーツセンターは、公民館や温水プール、役場庁舎、小中学校などの公共施設が近接していることから、市街地中心部のスポーツ活動がしやすい利便性の高い場所にあり、公共施設が集約していることで、各施設の駐車場の共有が図られ、大会などの開催時には駐車場を広く使えるメリットがあります。

スポーツセンターと公民館との相乗効果につきましては、両施設が隣接していることから、ヨガやエアロビクスなどの会場の融通が図られているほか、社会教育事業の若がえり学級のスポーツ系のクラブ活動やシニア健康教室、各種大会・研修会において両施設が有効に活用されております。また、青少年研修館は、和室や調理場があることから宿泊が可能で、少年団等の合宿にも使われており、練習をスポーツセンターで実施するなどの相乗効果が見られます。

このように、公共施設がコンパクトにまとまることにより、施設間の連携と補完が図られると考えられます。

次に、2点目の「公民館、青少年研修館の建設年と施設の現状ならびに今後の改修についての考え」とのお尋ねでございます。

公民館は、スポーツセンター建設から4年後の昭和57年に建設し、その後、昭和61年には農村環境改善センターが併設された鉄筋コンクリート2階建て総面積2,585㎡の施設であります。平成10年から平成13年にかけて、外壁塗装や暖房用ボイラー交換などの大規模改修を行っておりますが、公民館は今年で築34年が経過し建物や設備機器などの老朽化も進んでおります。

青少年研修館につきましては、スポーツセンター建設と同じく昭和53年の建設で、木造モルタル平屋建て、面積157㎡の施設であり、今年で38年目を迎えます。この間、屋根と壁の塗装や床などの部分改修を行っておりますが、建物の老朽化は進んでおります。

今後の改修については、両施設とも築30年以上を経過し老朽化が進んでおり、施設の

長寿命化の措置も含めた大規模改修なども必要な状況となっており、それらの状況も踏まえた適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「スポーツセンターの耐震診断から基本設計に至る内部での対応と町民への説明の経過はどのようになされたのか」とのお尋ねでございます。

現在のスポーツセンターは新耐震基準前に建設された施設のため、平成26年度に耐震診断調査を実施し、耐震強度不足と診断されたものであります。耐震補強工事には多額な費用がかかることや暖房設備や施設の老朽化が進んでいることから、町民の安全・安心のため建て替えることが最良と判断し、議会や利用者団体等へは各種会議等の場において、耐震診断の結果を報告し町の考え方を説明しているところでございます。

建て替えの検討については、スポーツセンターを利用している各種団体などから意見を伺い、先進事例も参考にしながら基本構想をまとめたところであり、次年度は基本設計を1年かけて行い技術的提案を受けながら具体的な内容などを示して、利用者や関係団体をはじめ町民の皆さまのご意見を伺い、利用者の立場に立ったスポーツ活動や健康づくりの拠点、さらには災害に強いスポーツセンター建設に向けた具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 回答ありがとうございます。具体的にお話を伺いたいと思いますけれども、先日渡されましたこれから決定するであろう過疎地域自立促進市町村計画の中にも、この5年間の間には公民館の改修も考えているし、研修館の改修なんではないかな、そういうものについては考えているんだというふうな方向性が書かれておりますが、研修館については、本当にあれがあることによって、私も長年そういう活動の中で十二分に利用させていただきましたし、あれのあることの訓子府町にとっての意義は大変大きいのではないかと思います。また今回スポーツセンターを新築するにあたって、やはり公民館、これからですね公民館も直さなきゃいけないんだよと。来年度はいすだけを買うんだというようなものがありましたけれども、やはりまず1点目に、こういう総体的な研修館ですか、公民館のこれからの改修とか、そういうものを考えたときに、今、スポーツセンターを現在の位置にそれだけを新しくして済むのかなというのが一番の私の疑問であります。やはりスポーツセンターを建て替えるのに、あの研修館はじゃあどうするんですか、あの部分を残してやるんですかとか、それから、これから今後、公民館を改修するか新築するか将来的なことはわかりませんが、あの講堂は何かをやるためには、今後あの講堂では狭いんじゃないですかきっと。これからやるときにはもっと大きな講堂が必要な公民館になるんじゃないのかなとか、そうすればじゃあ今度スポセンを新しくするんですから、スポセンの中のアリーナをそういう講堂代わりに、大きな講堂代わりに使えるような必要性も出てくるんじゃないかなとか、そういうような考え方を私は持つんですけども、今回のこういうスポーツセンターを新築することに対して、今言ったようなことに関してはどうにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 議員ご存じのように私たちの所管している社会教育施設、体育

施設も含めてですけど、昭和50年代前後に建てられた施設が非常に多く、どの施設も老朽化が進んでいる状況にあるということをご理解をいただきたいと思います。スポーツセンターにからめて今、青少年研修館と公民館の関わりのお話でしたけれど、私たち教育委員会、施設の所管する部署としましても、やはりそのことも含めた総体的な検討も必要だという部分の中で内部検討を行っているところでございますけれど、特に青少年研修館につきましては、今現在、4Hクラブと青年団体が使っている、訓青協というところが主体的に使っている施設の中で、その辺のところの具体的なお伺いもしたところでございます。その中で今の利用団体の中では、やはり自由に使える場所が必要だということで、今の単独での施設利用ということが望ましいということから、そういうご意見も伺ったところでございますので、今のスポーツセンターの構想の中では青少年研修館も含めた改修というところまでは、そういう団体の意見も考えながら尊重して、そういうふうになったところでございます。

それと公民館につきましても今、講堂のお話もありましたけど、先ほど来、申し上げたように新耐震基準以降の施設ですので、耐震工事の必要はございませんけど、先ほど来、お話しているように築30年以上経過しているということ言えば、青少年研修館を含めて、やはり総体的な今後の長寿命化も含めた診断も含めながら改修はしていかなければならないかなというふうに私自身も思っているところで、その辺も含めた中でスポーツセンターのあり方について今後の位置も含めてですね、今、位置自体は今の現在地ということで進めようと思っておりますけど、その辺も含めた中で総体的な検討をしてみたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） すいません時間がなくなってきましたので、早口で早くお願いします。

まず一つ、今、位置の話が出ましたけれども、私はあそこに公民館があってスポーツセンターがあってプールがありまして、大変いい環境の中に本当にあるんだと思っております。ただ、今、今後あそこのスポーツセンターを新しくして、あの場所にまた置くということになりますと、今でも総体的に駐車場は狭いです。何かの大会があるたびにあの付近は渋滞です。裏の通りにも全部もう車が停まるぐらい。ちょっとした大会でそういうことになっています。これは公民館行事と重なったとか、プール行事と重なったときには悲惨なものです。そういうことを考えて将来の使い道からいきますと、駐車場の問題というのは一番先に考えなければいけないと思いますがいかがですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 大会によって、例えば公民館の行事と重なったときに駐車場が狭いのではないかというお話でございますけど、利用者団体にもお聞きしている中ではやはり利便性から申し上げたら、やはり今の施設が一番良いというのが大きな意見でございます。その中で、駐車場の台数のお話をされていまして、ちょっと私どもの可能な部分、先ほど言いました役場等なり、小中学校と隣接しているということでの駐車場の有効活用という意味合いで言いましたら、公民館とスポーツセンターで申し上げたら220台程度の利用でございますけど、それに役場なり、中学校、それからできることも園を含めますと400台程度は止められるような施設になっていますので、後は大会の規模により

ますけど、ある程度の大会には対応できるような駐車台数は私どもとしては確保できているのかなというふうに認識しているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 何台止められるかというのは私は数えたことはないですけども、少なくとも剣道の大会、最近ですと、そういう大きな大会があると大きなバスでというのはなかなかないんですよ。逆に言いますと。昔はよく大きなバスで来て、30人、40人が乗ってきてドンと停まってあれしますから場所はそんなにとらなかつたんですけど、最近はそのようなバス代の関係もありまして、個人の送り迎えとかが大変多いものですから、私がやっている剣道の大会でも子どもたち、役員合わせて450人ぐらいでもあそこら辺は満杯です。ですから今これがいい体育館ができて、もっといい大会だとか、日頃の利用が増えますと必ず狭いです。あれで満足だと言っているのはきっと間違いだと思いますけれども、現状的に裏の通りも本当にへたすると小学校の方までいくんですよ、本当にそこら辺おわかりですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 余湖議員がおっしゃっているその大会については、3月に行われる管内の剣道大会の部分だと思っております。その中で先ほど公民館とか、いろいろな温水プールとの行事の関係もおっしゃっていた部分で、教育委員会としても大会規模によって重ならないように関係者とも協議しながら、その辺のところをなるべく不都合にならないような大会の開催について検討してまいりたいと思っておりますし、先日ちょうどジュニアバレーボール大会が先週の日曜日に行われまして、その大会では役員なり選手を入れまして400人弱の大会でございましたけど、私も大会の中に参加させていただいたところ、先ほど言った状況の中で駐車場については充足しているのかなというふうに認識しているところでございますし、今言っている大会も含めた中で今後そういう駐車場の確保というか、大会に向けて民間の場所も含めてですね、そういうところに不都合がないように今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 今、教育長がお答えになりましたバレーボールの大会でいいますと、あのバレーボールの大会は小学校を使って、中学校を使って、スポーツセンターを使うという、3か所使っていますから、そういう意味では分散されたのは確かですけども、それでもあそこのスポーツセンターの前やプールの前にも車がいっぱい、あそこを通るのは大変だったですよ。それが現状です。駐車場はきっと狭いと思っています。ただ、今回やるにあたって今後の研修館についても今後の建て替えになるのか整備になるのかわかりませんが、あの施設の有効性というのは、私も本当に認めています。認めています、ただ、あの位置関係でいきますと、今スポーツセンターをあそこに建てて、あの土地を有効に使おうと思ったときには、あの角地というのは非常にもったいない土地です。研修館を残したままスポセンを建てるなんてのは、きっと愚の骨頂じゃないかと思っています。やはりあの施設に関しては、今回合わせた中で一緒に考えていくのがベストではないかという気持ちを持っています。それは駐車場の問題もありますし、今後のそういう研修館、スポーツセンターの利用に関しても、やはり必要なことだと思います。それで今回、基本設計を今年やらなければいけないということでございますが、やはりそういうようなこと

を考えた中で予算を組んでつくるのはいいんですけども、今の現状の考え方の中で基本設計にもっていくのは、やはり担当としての基本設計のための意見、基本方針ですとか、いろんなところに意見の集約というのは、ちょっと足りないんじゃないかと思っておりますので、もう少し検討した中で基本設計に至るというような考えはございませんか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず前段、青少年研修館のお話もあったので、今のスポーツセンターの構造としては、アリーナ棟と管理棟という棟がありますので、今後、構造とかそういう建てる位置も含めて、総2階建てとかも含めた中で駐車場確保、さらには青少年研修館も今、ご意見をいただいた中で、私も非常に有効な施設だと思っておりますので、それらを含めた中で総体的な検討をしてみたいと思っております。また今後、基本設計を提案させていただいておりますけれど、それらについてももう少し意見を伺いながら進めるべきではないかというふうにお話を伺ったところでございます。それで原課としましては今後、今、内部的な利用者団体等を主に聞いた中での基本構想をまとめたところでございますので、今後さまざまな団体や立場の人々で構成します町民参加型の仮称でございますけど、スポーツセンター検討委員会を設けながら、それらの意見を踏まえて基本設計を専門的な見地から具体的な方向性を示しながら町民とも意見交換してスポーツセンターのあるべき姿をつくり上げていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 私が4番目に聞いた現在までの内部的な意見の集約というのは、どうなっているんだという話からいきますと、今、教育長の答えも中途半端だったんですけども、はっきり言いまして意見の聞き方が足りない。まず、体育協会からの意見は聞いていない。スポーツ少年団の意見は聞いていない。単純にそれだけでも足りない。実際にあそこの施設を使っている、メインであるべき団体の意見を聞いていない。それでどこの意見の集約なんですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、個別の団体も含めた中での意見集約が必要ではなかったかというお話ですけど、主に私どもとしては利用者懇談会なり、スポーツ推進員、体育協会の代表者もおられましたけど、その辺の中で意見集約したというところでございます。今後、先ほども申し上げたように、それらの団体も含めた多くの利用者団体や町民からのご意見を伺いながらスポーツセンターのあるべき姿を検討してみたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 先日出されましたスポーツセンターの基本構想案というのがありますが、こんな不十分なものはないですよ。本当に、何をどんなスポーツセンターを造りたいのか全然わからない。トレーニングルームだ、トイレはバリアフリーがいいとか、そういうのはわかりますけれども、実際にこの会場を使うとなると、じゃあ小体育館はどこにつくるんですかとか、本当に観客席はここだけでいいんですかとか、もっとやっていく人間の意見を集約した上で、もっともっと大事な話はたくさんあると思うんで、そういうものをきちんと集約した上で基本設計のお願いにあたるというのが、それが筋じゃないかと思うんですよ。基本設計だからプロと打ち合わせするから、それでいいんだじゃなくて、その前にやるべきことというのは、今回のこのスポーツセンターについては

非常に足りないんじゃないかと思います。やはりこれについては考えてほしいと思いますので、そこら辺のところは今後の課題にさせていただいて、基本設計、基本設計ってあまり急がないで、スポーツセンターの使用についても、すぐつぶれるわけじゃないということで現在使っていますので、造ることは大賛成なんですけれども、やはり造るにあたって、もっともっと慎重な中で、後で遺恨を残さないようなかたちでやってほしいと思います。最後をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） それらの意見も踏まえながら、基本設計に向けた中で、それを具体的に基本設計の専門的な見地から、先ほども申し上げたように具体的なことを図案化していくというのが基本設計のかたちですので、それまでに至る中でのさまざまな意見を取り入れながら基本設計に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） スポーツセンターですから、スポーツセンターの職員の中でもっともって練ってもらって基本的に頑張ってもらって、いい素案を作るような方向性をつくってください。なんとなくこのままじゃ誰が作ったかわからないこんな素案の中で基本設計をやられたんじゃないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、10番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。農業委員会の制度改正による影響と課題について、町長にお伺いいたします。

農業委員会は戦後の農地改革を経て「農地の番人」と位置付けられ、1951年に農業委員会法が制定されました。農業者の「自治」を表わす組織は、このたびの法改正で委員の公選法から首長の選任制へ、また定数削減や推進委員の設置、必須業務として農地等の利用の最適化の推進など、制度の根幹が見直されました。制度改正に対する委員や農業者からは不安の声も聞かれています。平成29年の任期満了後における本町の農業委員会のあり方について、任命権を持つ町長の考えを伺います。

一つ目、このたびの制度改正について、本町の場合、どのような影響や課題があると考えますか。

二つ目、本町の農業委員会が果たしてきた役割と今後の委員定数削減や推進委員の設置について、どのように考えていますか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農業委員会の制度改正による影響と課題について」2

点のご質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「このたびの制度改正について、本町の場合、どのような影響や課題があると考えますか」とのご質問でございます。農業委員会は昭和26年施行の農業委員会等に関する法律に基づき、市町村長の指揮監督を受けることのない独立した執行機関として、農地がない、または農地が著しく少ない市町村を除き、全国の市町村に設置されている機関であります。本町の場合は、選挙による委員10人、選任による委員3人の計13人で構成されています。

法改正によると「議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域から推薦・公募等を行えることとする」とされています。

農業委員会が現場で活動し成果を得るためには、地域の代表として選ばれ、地域から信頼を得ていることを制度的に担保することが重要であります。地域から信頼を得た農業委員だからこそ、地域の貴重な資源である農地の権利移転などの仕事を進めることができると考えております。そのようなことから、公選制から町長の選任制への移行においても、現行の公選制の下での地域の話し合いを中心とした取り組みに留意した上で、町長の恣意的な選任を防ぎ、地域の農業者からの推薦を基本とした透明性のある手続きを構築することが重要であると考えております。

次に、2点目の「本町の農業委員会が果たしてきた役割と、今後の委員定数削減や推進委員の設置についてどのように考えていますか」とのご質問でございます。

農業委員会の主たる役割は、農地法等の規定により、専属的な権限に基づき行う農地の権利移動や転用に関する農地行政の執行をはじめ、優良農地の確保や遊休農地の解消、認定農業者等への農地の利用集積等の取り組みを行う業務を担っております。

今回の法改正の柱の中には農業委員の選出方法の変更の他に「農地利用最適化推進委員の新設」がございますが、「農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を設置し、農業委員と密接に連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を主に行う」となっております。

また、この農地利用最適化推進委員につきましては、遊休農地率が1%以下および担い手への農地の集積率70%以上の市町村にあっては農地利用最適化推進委員を設置しなくとも良いとなっております。本町の場合は、昨年10月に国の公告では遊休農地率0%、農地の集積率は90.9%となっており、農地利用最適化推進委員を設置しなくとも良い町に指定されております。

制度的な委員定数の考え方で言いますと、農地利用最適化推進委員を委嘱する農業委員会については、総会を機動的に開催できるように、現行の定数の半分程度とし、農地利用最適化推進委員を委嘱しない農業委員会については、農業委員が農地利用最適化推進委員の機能も兼ねることから、現行の定数とほぼ同数としています。参考までに農業委員会等に関する法律施行令では農地利用最適化推進委員を委嘱しない農業委員会にあっては、本町の農地面積と農業者数では委員の定数の上限が27人となっております。

近年は農家戸数が徐々に減ってきて、農地の集積化が困難な状況にあって、ますます農業委員会の役割も重要となってくると考えており、今後におきましては農業委員会の定数や農地最適化推進委員の設置の有無について、農業委員会とも協議し対応を行ってまいります。

以上、ご質問のありました農業委員会の制度改正による影響と課題についてお答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 今、改革についての町長のお考えをいただきましたが、その前に私たちの町の今の農業の実態がどういうふうになっているかということをおなりに数字はつかんではいるんですが、正確な数字をもしお答えいただければと思います。まず農地面積です。それから現在の農業の戸数と農業に携わる人たちの人数、それから認定農業者数、それから先ほど町長の回答の中では遊休率が0%で担い手の集積率が90%を超えているということで回答いただきました。集積率が90.9%というふうに回答いただきましたので、それはわかったんですけども、あとですね、後継者のいない農家数、もしこれが人数的にわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹村治実君） ただいま、農業の現状についてのご質問でございます。まず農業者の数でございますけれども、現在、戸数でいきますと、農業者戸数が291戸、それと法人の数が18戸で戸数的には309戸となっております。それと農地面積でいきますと、現在、農地台帳で把握している面積でございますけど、6,938.7haとなっております。それと認定農業者の数でございますけれども、ちょっと資料的にはないんですけども、訓子府の場合はほとんどがですね認定農業者となっております。大体比率にしますと96、97%ぐらいが認定農業者の割合ですので、今、法人も含めてですけれども309戸のうちですから、290数戸が認定農業者と考えてよろしいと思います。それと後継者のいない現状でございますけれども、現在ですね、訓子府町で20歳から60歳までの世代でいきますと、少し古いんですけども27年6月現在で85人の方がですね、現在、独身の方です。その中には1名の女性の方も含まれてはいますが、現在、独身の方というのはこのような人数となっております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 今、私たちの町の農家の現状を教えてくださいましたが、農地面積が6,938haと申しますと、今の現在の13人の農業委員さんの1人平均でいきますと500haを超えているわけですね。これは全国の平均から見ましても大変なことでありまして、私たちも産業建設常任委員会で1月に農業委員会の11人の委員の皆さんと懇談をしました。その中でやはり今年度からの制度改正について、大変不安な声が聞かれました。今の定数、やり方でベストであると。これ以上減らしてもらっては本当に仕事がやれなくなる。あと一般の人にもこの改正の情報を知らせてほしいというのは、中には今期で初めて農業委員になって、その仕事の大変さがすごくよくわかったという声がありました。それから、これから今、菊池町長はこういう考えで農業委員会の人たちともきちんと話し合って最良の方法をというお答えでしたけれども、今後いろんな人が首長になるわけで、その首長になる方たちの考え方によっては、またその人選もとても心配であると。地主の話をよく聞いて、その判断をもとに話し合いを進めていくということが、やはり地域から選ばれた農業委員さんの最良の務めであるということで、さまざまなお意見をいただきました。それで広報の中に3年に1度の選挙の年に必ず農業委員会委員の名簿が公表されています。平成23年度の改選から26年度の改選、選挙はありませんでしたけ

れども、そのときに農家戸数が個人では27軒減っております3年間でですね。法人は10軒増えて14軒になっております。農業人口は112人減って、法人ではプラス31人ですから全体では81人減っております。26年から来年度、改選期になるわけですから、今、局長の方から現状291戸ということは、また26年度よりも減ったんだということが改めてわかりました。それで私は農家といいましても、40年間農村で仕事をしておりますけれども、農地を持っているわけでもないし畑作ではありませんので業種が違います。私たちも認定農家制度になって初めて平成18年に認定農家として認められたわけですが、農地のことに関しては本当にあまりわかりません。それでさまざまな意見をいただきたいと思って、農家の方の声を拾ってみました。

まず30代の後継者です。「制度改正については知らなかった。どこで周知したのか、今後するのか、そこをはっきりしてほしい」ということです。「自分も今後20年先のことを考えると、これから面積が増えても大変だし賃借の方がよいと思う。まだ実感がなくても農業委員は大事な仕事なのでちゃんと考えてくれる人を選んでほしい」という声でした。

40代の後継者です。「知っています。署名とかの話も聞いたことがあります。町長の任命で農家が納得するのか、定数は減らさない方がいいと思います。自分も役員になって前回のときに二つの地域で交替で出しているんですけども、お願いにあがったということを経験しているので、地域のことを把握している人をぜひ選んでほしい。新規就農の支援も今回出されているけれども、よいことだけれども、農村というのはどうしても閉鎖的なので、お金だけでなく地域の中に溶け込めるようこれからも育てる役割を行政が担ってほしい」という声でした。

50代の方です。「国が決めたことだから諦めている。農家のことをよくわかっている首長ならいいけれども、将来的には不安がある。任命制になるにしても現役の委員の意見をよく聞いて任命してほしい。あと企業参入の心配がある」として「自分のところでは後継者がいない農家がおそらくこの5年以内に7戸ぐらいやめるだろう」と。「余った土地は自分たちも買うにも限度がある」

あと60代の方です。「現在ほかの地域と交替で決めている。地域のことをよく知った人になってほしい。定数は減らさない方がいいと思う」として「町民、あるいは農業人に対して詳しい説明をしてほしい」と。

こういうご意見をいただきました。今回のこの答弁に関しては、あまり町長の考えというのは、はっきり出されていないような気がいたします。おそらくこれから来年度の改選に向けて、また12月の条例制定に向けて話し合いが進められてくるからかなと思うんですが、もう少し町長ご自身の考えと、それから今後の条例制定に向けての話し合いの計画について、具体的にわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、西山議員が地元の声として30代、40代、50代、60代のお話をさせていただきました。私もこの農家の方々の意見とまったく同じだというふうに考えております。別組織、独立した組織の農業委員会ですから、現時点でこういうふうにするとかということはちょっと差し控えたいとは思いますが、少なからず28年度に入りましたら、農業委員会の事務局長と会長等を中心にしながら懇談をきちんと深め

ていきたいというふうに思っています。推進委員の設置、あるいは農業委員会の定数等も含めて現状をどのように理解していただけるのか。それから今後どうすべきなのかという意見を十分踏まえながら任命制の施行といたしましうか、実行に努めていきたいと思っています。ただ、町長として意見を問われますと、私は何度もお話をしているように今回のT P Pは大反対でございます。それから農協法の改正についても、全農の改組についても気になります。それから耕作主義を徹底した農地中間管理機構についても基本的にはちょっと気になっているところでございますし、とりわけ農業委員会については、行政からの独立という点は、やはり至上命題だというふうに考えておりますから、その点でいいますと大反対であります。しかしもう施行が決まっておりますので、できるだけ現状の地域の声を参考にして公選制を是とする考え方を基にしながら新しい改革といたしましうか、新しい制度実行をしていかなければならないというふうに思います。3年前というよりも前回の農業委員会の改選の中で川南地区の農業委員がなかなか選べなかったとか、いろいろな問題があるようですから、私はこうした実態と農業委員の皆さんの声と真摯^{しんじ}に向き合いながら次なるステップに進んでいきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 今の段階でははっきりした考えを出せないということですが、農地利用最適化推進委員の設置については、条件的には私たちの町は6千haを超えていますから置かなくてもいいんじゃないかという感じがするんですが、その点はどうかということと、あと選出方法の変更の中にですね、認定農業者も90%以上ですから、これも問題ありませんが、農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れると、そういう項目があります。その点についてはどういうお考えか。あと女性や青年も積極的に登用するという項目もあります。推進委員とその点、その3点についてどういうふうにお考えなのか、お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 推進委員につきましても現在の農業委員さんのご意見を十分お伺いした上で最終的な判断をしていきたいと思っています。

それから女性と青年も中に入れるべきではないかということも農業委員の答弁でも申し上げましたように非常に難しい判断を迫られることもございますから、単純に何名枠とかということにはいきませんけれども、しかし現況の農業委員さんでは例えば女性を2人入れておりますので、そういったこともやはり大事にしながら今後の私自身が任命するという対象をどうするかということも総体として判断していかなければならないだろうなというふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） もう1点、農業者以外の。

町長。

○町長（菊池一春君） 十分参考にさせていただくということでとどめたいと思います。やりようによってはちょっと問題も出てくるでしょうから、逆に言うと客観性で民間の人を入れるということの是非も含めて判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。今、農協推薦が入っていますから、まったくの民間とはいえませんが、これらを含めてちょっと検討していかなければならないと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） わかりました。その中で女性の委員さん、議会推薦で2名いらっしゃいまして、2期目を今やってもらっているわけですが、1人の方にお話を聞きました。やはり自分が経営者となって、いかに自分が女性であるがためなのか、農業に対するいろんな情報が今まで自分のところに入ってこなかったというか、自分が気付かない部分もあるのかもしれないけれど、農業委員になって知らされたことがたくさんある。とても勉強になっていますというお話がありました。その中で昨年度なのかな、農業者の方が経営者の方が亡くなって、男性が亡くなって、奥さまが残されたことがあって、そのときに自分が真っ先にそこのお家を訪ねようと、なぜか自分がそういう意思で動いて、家がちょっとわからなかったので迷いながらその家を訪ねて、自分がいざその家を訪ねて何を言おうかと思ったんだけど、何か困ったことがあったらぜひ言ってくださいって、もうそのことしか言えなかったんだけど、それは自分自身が体験してご主人が亡くなって、やはり大変な思いをした苦労がわかっているから、そういう行動に出してしまったんだというお話をされました。あっここが女性と男性の感覚が違うということの最も表れなのかなと思って私も聞かせていただいたんですが、そのことも含めて、やはりもうどの世界でもそうですが、男性だから女性だからということではなくて、やはりいろんなものの見方ができるような体制づくりが必要かと思っておりますので、これからの農業委員会との話し合いの中で本当に十分な話し合いをして、皆さんが納得できるような体制づくりをぜひしていただきたいと思っております。この中に議会の同意権というものが、そこで出てきます。地方議会運営の実務検討委員会で今回の農業委員会の改正によって、この議会において、この農業委員会の選任をどのように提案されて審議されて議決するべきなのかということが議論されたということが議会時報の先月号に出ていました。その中で、原則として他の行政委員と同様、一人一案件として提出されるべきであると。例えば定数が10人と決まったならば、10人を一括して提案するのではなくて、一人一案にして提出されるべきではないかと、そういう意見が出されているというふうに、個別に採決するべきであるというふうに議論されているというふうに出ていました。そのことに関してはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、十分話し合いが必要だと。それから例えば今、議会推薦で女性2人が入っている。前議長、副議長含めて非常にご苦労されて、ご本人を説得したり、それから私自身も内閣府の男女共同参画局長の部下が私のところに来まして、ぜひ農業委員に女性を登用してほしいという声もありました。ちょうどその時期が一致したということもあって現在のお二人の女性委員が任命されておりますので、これらも含めてお二人からもご意見を伺わなければならないなというふうに思っております。ただもう一つの動きとして、例えば最近JAきたみらいの幹部からフレッシュミズの代表の方が各委員会の委員として登用されることに対して、とてもじゃないけど忙しくて出られないと。そういう意見が出てまいりました。すなわち、それぞれのセクション、それぞれの場所で女性としての発言をしていくという機会はきちんと設けていかなければならないと思いつつも、現実的には非常に難しい問題もはらんでいるんだなということもありますので、これらについてもやはり慎重に考えながら現在の農業委員さんと話し、懇談を深めていかなければならない。それから10人一括で今までやっていたことを個別、一人一人を承認を得るよう

なかたちが必要じゃないかということが出てますけれども、これらについても制度の中でどういうふうにしていくべきかということもまだ私のところに委任されていませんので、話し合いの柱として検討していきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） わかりました。4月からですから本当に今の時点では、そういう回答だというふうに受け止めております。それではですね、話し合いの中でぜひ町長の考えを聞きたいという委員さんの声も聞かれました。農業委員さんを代表いたしまして、清井会長の方からも何かあれば一言お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（清井敏行君） 私の方からも言わせていただける部分がありましたので、せっかくの機会ですので発言をさせていただきたいと思います。

それで推進委員の関係につきましては、農業委員会で委嘱するかたちなんですよね基本的には。そういう中で推進委員の業務というのは担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地等の発生防止等の現場活動が主なんですけれども、農業委員は逆に権利の移動とか、農地の利用集積、耕作放棄地発生防止について現場を把握した上で行うというのが最善の方向だと考えておりますので、今のようなかたちで、現状のようなかたちで農業委員会がやっていけるかたちをとれば、検討していただきたいと町に対しては考えておりますし、私どもとしても4月以降に、4月から改選になる地域がありますので、そういう地域、先進地域を視察した上で、また自分たち農業委員同士でもいろいろ問題提起、意見等を述べて町に要望していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 今、農業を取り巻く情勢が本当に厳しいものがあります。その中で農業を職業として選ぶ新規参入の方もこれからどんどん増えていってほしいなという願いもありますので、元々、先祖代々の土地を守り抜いている農業者の方たちがやむなくやめていくことがないように、やはり農業を誇れる職業として未来に向かっていけるように農業委員会制度を行政とそれから農業委員会とがお互いにきちんと農業者の立場を考えたながらやっていけるように、話し合いを進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

高齢になっても、この町で安心して暮らせる施策について、町長にお伺いいたします。

本町の人口は、先日新聞報道で発表されました国勢調査の速報値によりますと、5年前に比べると6.1%の減少で高齢化率も35%を超えました。総合計画策定に向けた町民アンケートの調査結果を見ましても、高齢者への在宅サービスや入所できる施設の充実を求める声が多く、まちづくりとしても、高齢化社会への対応を推進すべきとの声も多かったです。国は福祉政策の中に在宅や地域の見守りを強調していますが、果たして実情はきちんと把握されているのか心配です。

老いても誰もがこの町で安心して暮らしていけるよう、行政の役割を果たすべく、具体的な施策について、町長の考えを伺います。

一つ目、高齢者の生きがいや健康づくりを活動の目的として、町からも支援している老人クラブの高齢化による会員減少などの課題をどう捉えていますか。

二つ目、昨年の介護保険制度改正により、要支援の方の介護予防サービスは町として今

後どのように対応していく考えですか。

三つ目、高齢者の交通事故防止策として運転免許証自主返納の推進に対する本町の考え方を伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢になってもこの町で安心して暮らせる施策について」3点のお尋ねがありましたのでお答えをします。

1点目の「老人クラブの高齢化による会員減少などの課題」についてのお尋ねですが、ご存じのとおり老人クラブ連合会の事務局は社会福祉協議会で担っておりますが、現在の老人クラブの状況について、平成27年度の事務局資料によって説明をさせていただきます。

単位老人クラブの数は22クラブあり、内訳は、町内会地区の5クラブ、実践会地区の17クラブとなっております。総会員数は739名で、平均会員数は33名余りという状況です。最も会員数が多いのは穂波老人クラブの111名となっております。反対に少ないのは常盤実年会の11名であります。登録されている会員数と、実際に例会などへ参加される人数には大きな開きがあると聞いております。

どの単位老人クラブにおいても、退会者はいても新入会員がほとんどいない状況が続いていることが課題となっております。かなりの高齢化が進んでおります。過去10年間の会員数の推移を見ますと全体の減少率が約25%となっております。なかには半数以上も減少した単位クラブも複数見受けられます。このことの要因の一つとして、実践会地区においては、75歳未満の前期高齢者は、現役で家業従事をされている方が多く、老人クラブへの入会には至っていない実態をお聞きしております。また、ある単位クラブの会長さんのお話では、一番若い会員が80歳以上であるとか、例会に役員しか集まらなく、会員増の今後の見通しもないことから、解散も考えているといったお話も聞いております。

しかしながら、一方では、毎回の例会でゲートボールを楽しんだり、3泊4日の温泉旅行を必ず年3回実施している単位老人クラブもあり、クラブ間の活動内容の格差もあるように感じております。

老人クラブ連合会事務局に確認しましたところ、単位老人クラブの現状についての議論は特にされていないということでしたが、私見を申し上げますと、現在は、戦後生まれの方が70歳を超える状況となっており、これから老人クラブに入会する年代の方の物の考え方や、趣味嗜好の違いもあるように思われ、従来からの老人クラブ活動のあり方の検討も必要な時期に差し掛かっているのではないかと考察しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の「介護保険制度改正によって要支援の方の介護予防サービスは、今後どのように対応していくか」とのお尋ねですが、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されてから、16年が経過しようとしておりますが、介護保険制度のサービス利用者は、創設時の見込みをはるかに上回る勢いで増えている状況となっております。これは、介護期間の長期化や介護をする方の高齢化などで、介護を受ける環境が変化しているためと考えられます。

このような中で、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域

「地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けての取り組みが行われております。この「地域包括ケアシステム」は、団塊の世代が75歳を迎える2025年をめぐり、介護保険制度の保険者である市町村が、地域の特性に応じてつくっていくことになっております。

今回の介護保険制度改正では、この「地域包括ケアシステム」を実現するため、現行のサービス提供の形を変え、新しい取り組みが行われることとなりますが、その内容といたしましては、介護度が軽い「要支援1」と「要支援2」の介護予防サービスの内、訪問介護と通所介護については、市町村事業であります地域支援事業の中で実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」、いわゆる新総合事業に移行することになっており、本町では、北見市にあるサービス提供事業者を利用されている方もいることなどから、北見市、置戸町と足並みを揃えて、平成29年度からの実施としております。

新総合事業では、現在提供されている介護事業所によるサービスに加え、地域で高齢者を支える仕組みをつくり、サービスを提供することを目的としており、そのためには、市町村が住民の自主的活動、いわゆるボランティアなどの地域資源を十分に生かして、今後の超高齢社会に適応した地域づくりを、地域住民と協働して行うことが求められており、これを推進するための基盤整備につきましては、現在、地域包括支援センターと町社会福祉協議会が連携・協力するなかで、研究会を立ち上げ、関係機関による「協議体」の設置やその中心的な役割を果たす「生活支援コーディネーター」の設置などについて、検討を重ねているところであります。

今後、情報共有や連携強化のための「協議体」の中で、具体的なサービスメニューについて、検討することとしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目に、「高齢者の交通事故防止策としての運転免許証自主返納の推進」についてのお尋ねでございますが、警察庁の資料によりますと、平成26年の死亡事故を起こした運転者を年齢別に見ますと、65歳以上の高齢者が約26%と4分の1以上を占めており、高齢者は事故の被害者になることも多い半面、加害者になることも多いと言えます。

事故原因の特徴としては、ブレーキとアクセルを踏み間違える、ハンドル操作がうまくできない、停止線の見落とし、センターラインのはみ出しなどが挙げられます。

これらは、加齢による身体能力の低下もありますが、記憶力や集中力、位置関係を把握するといった認知機能が低下し、場所がわからなくなる、同時に二つのことができなくなる、注意力がなくなる、といったことによるものと考えられます。

その対策として、高齢者講習の義務付けや75歳以上の人には認知機能検査を義務付けるなど、道路交通法による規制が行われ、また、議員の質問にもありましたように運転免許証を自主返納すると免許証の代わりに本人確認の証明にもなる運転経歴証明書の交付を受けられることができる運転免許証自主返納制度も設けられております。しかしながら、運転をやめるということは大変な決断であり、「移動手段がなくなると不便になる」、「家族に迷惑をかけられない」などの意識から自主返納に躊躇するケースもあります。その際、車のキーを隠すなど、無理に運転をやめさせるような対応をとると、意地になって拒否をしたり、被害妄想を悪化させるなど逆効果となることもあります。このため、高齢者自身が自分の状態を理解し、家族や周囲のねぎらいによって、本人を説得し、自主返納に導くことが大切ではないかと考えます。

この運転免許証自主返納制度は、高齢者等の交通事故を防止するうえで有効な対策の一

つでもあり、制度周知などの面で協力してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） ただいま、お答えいただきましたけれども、一つ目の老人クラブの高齢化による減少についてはですね、今回の私たちの町民との懇談会の中でも日出地区で出されましたし、ここ例年、総務文教常任委員会と老連の役員の方との懇談でも必ず出てくる話題といえますか、課題として役員の方から出されています。よくよく考えますと、2015年は昭和一桁世代の方々が全員80歳を超えた年代でもあります。先ほどの回答の中にありましたように、ずっと今まで老人クラブを支えてきたといえますか、元気に活動してくださった方たちの年代もやはり昭和一桁の方が多かったのかなと。80歳を過ぎますと今まで元気であっても、あるときやはり体の不調を訴えたり、あるいは実践会などでは、会館まで行くことが大変であったり、いろんなことでもうそろそろやめようかなという声が聞かれてくる。そういう現状なのかなと思います。それが若い世代につながっていけば問題はないんでしょうが、回答の中にありましたように、やはり世代の違いといえますか、考え方の違いもありますし、個人個人でそれぞれの趣味を持たれたり楽しみ方を見つけていくという、そういう時代に入ってきているのかなと思います。ただそれは仕方ないことなんですけど、老人クラブというのは、すごく歴史があります。50年以上の歴史がありまして、全国組織にまでなっていますね。北海道にも老連の組織がありまして、なぜそういう組織化がされたのかなというふうに考えますと、おそらく行政もその中に年間1人500円の補助を出していますから、何らかの組織として、行政もいろんな情報を得たり、情報を流したり、そういう活用法の何て言うんだらう、活用できる、実態を把握できる唯一の組織なのかなと。そういうふうに考えますと、割り切って考えますと、老人クラブというのは、行政にとっても決して解散しますということがあちこちで起こっては困るのではないかと。会長さんにも何人かにお聞きしまして、先ほどの一番会員数が多かったところは、これは実質、実際にこの会員111人の方が動いているわけではなくて、会費をとらないで一応会員を登録しているんですね。これを見たときに中には年代も60歳以上といいますが、70歳以上に限定しているところもあるそうです。そうしますと、この老人クラブの何て言うんだらう、ルールというのか大まかな規約みたいなものがどんどん疲弊していくとともに見えなくなっていくのかなと。もし行政がさまざまなこれからの介護予防事業とか、高齢者に対する施策を取り組んでいくときに老人クラブが各地域でしっかりと組織として築かれているならば、そこへ向けてやはり活動していけばいいんじゃないかなと。それをもっとよい意味で活用していくということを考えれば、例えば65歳、私も今年からなりますが、前期高齢者といわれる、その世代はやはり年をとっていくということをしかりと自覚しなければいけないという年代なのかなと思います。その年代になった時点で行政の方で自然登録、強制加入といいますがと会費をとられるとか、いろいろありますけど、そうではなくて一応名簿登録をするというかたちにしてはどうかな。そうすると会員数は全地域で65歳以上の方が会員として登録されているということになれば、例えば、いろんな介護予防事業なども個別にそういう人たちに案内を出すと。そういうことができるのかなと私なりに思ったんですが、その辺のことと、老人クラブに

対する、事務局は社会福祉協議会ですが、福祉保健課で介護予防として行っていることがあると思いますが、その内容についてお聞きいたします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、老人クラブの関係で会員が減っているの、自然登録といいますか、65歳になったら名簿登録して介護予防の事業的なものができるのではないかということのご質問と、もう一つ、福祉保健課でやっている介護予防事業の内容についてお知らせいただきたいということでございますけれども、老人クラブがありますけれども、本当に集いの場といいますか、福祉保健課ではいろいろな集いの場を広げようということできさえあいプロジェクトということで、町内会はもとより実践会も回っているいろいろな声をかけて進めているところでございますけれども、そういった意味で言いますと実践会地区でいいますと、特に老人クラブの集まりというのは非常に強固なものといえますか、街場と違いまして自由なかたちで集まるよりも実践会地区の方が老人クラブが基本的に集いの場で運営しているという部分でいえば、非常に大事な組織ではないかなというふうに思っているところでございます。そういった中で今、老人クラブに入ってもらえる方がいないということで、1点目に考えられているのは今、町長の答弁にもありましたけど、なかなか現役で働いている方がかなり、75歳までは働いているのでなかなか入ってこないという部分もありますので、自然登録で入っていただけなのであればですね、さらにいいかと思えますけれども、個人の趣味嗜好等もありますので、なかなか難しいのかなと思えますけれども、できればそういうかたちになればいいかなというふうに考えております。もう1点のですね、福祉保健課の介護予防の実態ということでございますけれども、毎年ですね新年早々に老人クラブ巡回講座ということで各老人クラブに保健師がお伺いしているような血圧測定、悩み相談、健康相談等をやっております。一応全部の老人クラブに声かけして1年間の都合のいい時間ですね、日にち等を設定しまして、現在は1月、2月、3月のこの時期が一番多い状況となっておりますので、一応そういうかたちで進めております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） ちょっとよく聞き取れてない部分もあったのですが、一つ目の老人クラブのことと、二つ目の介護予防のことは決して別の話ではなくて、高齢者に向けた施策ですから、いろんなところでつながってくると思うんですね、国では地域、地域といいますか、本当に地域で、なぜ老人クラブが衰退していくかということにも関わってくると思うんですが、地域が狭い地域なので例えば実践会と町内会を比較するとちょっと歴史が違うんですね、やはり実践会はもうずっとその土地で暮らしている方が年代重ねていきますから、やはりつながりが強いというか、町内会というのは、やはりさまざまな人が出入りしますから、その辺の違いもあると思うので、地域で支え合いなさいとか、守り合いなさいと言われても、やはり行政がきちんと情報を出して、その地域の実態を把握していかないとなかなか難しいんじゃないかなと。まだ29年度の介護サービスについても、予防サービスについても具体的な回答がなかったんですが、要支援1・2、あるいは今後において介護保険ももしかしたら要介護1・2の人たちもはずされるのではないかという、そういう心配もされておりますので、もし地域、地域とおっしゃるのであれば、福祉保健課とそれから老人クラブの事務局となっている社会福祉協議会、それに社会教育の

面と、その三つの行政の人たちが常に本気で話し合っ、地域での高齢者の見守りをどうしようかということをもっと具体的にやっていかなければ、改正に追いついていかないんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、議員の方からですね、老人クラブの部分について、いろいろなことで連携して福祉保健課でやっている事業についても非常に大事な活動ではないかということでございますけれども、今、老人クラブの事務局は、社会福祉協議会でやられているということでございますけれども今後、29年度の新総合事業の実施に向けて福祉保健課の中でも町の社会福祉協議会とも協議して、どういうあり方がいいのか、町の現状がどうなのか、その辺を今さらに詰めている段階でございますので、そういった中で検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 話し合いは順調に進んでいるのでしょうか。例えば具体的に言いますと介護予防事業の中でははっちゃん塾とか、あるいははっちゃん塾の卒業生の集いとか、あと町政執行方針の中で社会教育の中でしゃきっと倶楽部でしたか、そういうのを創設したという、そこら辺がちょっと、あとささえあいプロジェクトもやっていますよというんですが、どうも部分的には私たちにはこういうふうこういうこともやっていますと知られるんですが、その内部的にどういうふうにつながっているかというのが全然見えないんですね、そこら辺、課長もう一度簡単でいいですので、進み具合を教えてください。あと難題をもし抱えているとしたら、どういうことが課題なのか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいまの質問、進み具合どうなのか、難題があればということでございますけれども、地域包括支援センターが平成18年からやっています、介護予防事業が始まりました。それで計画も第4期、第5期ということで進んできて、今回第6期でほとんど国のかたちも変えてきておまして、介護予防重視ということでいろいろな施策を検討しなさいということで出されております。そういった中で介護予防の事業がいろいろで、最初のはっちゃん塾ということで役場の総合福祉センターに呼んでやっていくというかたちでいろいろ順次進めて、どんどん手を広げていくといいますか、段階を踏んで広がっていった状況でございます。そしてはっちゃん塾卒業生がどんどん増えていって、介護予防の体制もできてきていますけれども、どんどん増えていく定員の数もありますので、そういった中でしゃきっと倶楽部という社会教育と連携してですね、その部分は社教の方でさらに手を広げて対応していくというかたちで進めてきております。それで大きな課題は何かということですが、これから高齢者はどんどん増えていきますし、これからできるだけ元気に、高齢になられてもいかに元気にして高齢化を迎えていただくかと非常に大事になってきておりますので、そういった意味では役場の中にはなかなか対応できない、はっちゃん塾・しゃきっと倶楽部だけでは対応できない部分については、やはり地域の集いの場をつくっていったら、その中でいろいろな活動をしていただければ、そこで、もしかすると健康運動などをどんどん広げていく。そしてそこで顔見知りになって、皆さんが顔見知りになってくれば今度は訪問サービスですね、訪問介護の部分ということで家に行って掃除とか買い物、そういう人間関係をつくって、将来的ですけれど

もできればいいかなというふうに思っています。そういった課題があります。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） まだよくわかりません。結局高齢者がどんどん増えていって、高齢者といっても本当にしっかり人生経験を積まれて今まで何年かを過ごしてきて、年を取ったというだけですから、自分たちもちろん自分たちでこれから老後をどうしたらいいかということのをそれぞれに考えていっしやるんですよね。ただ、一人暮らしの方が増えてきたりとか、介護する方たちが増えていったりとか、やはり生活する、普通の暮らしをしていくときに、やはり障害となることが起きたときに、さてどうしようかって、そういうときにやはり行政の施策とか、地域での支え合いが大事だって、それはもう文章化するとすごくよくわかるんですが、それぞれの地域で一生懸命やっている地域、街場の地域なんかは、それでいいのかなと思うんですが、老人クラブに入っている人、それから社会教育でやっている若がえり学級に入っている人、それから今、介護予防事業のはっちゃき塾に進んで行っている人たち、ある程度かぶっているといったら変ですけど、元気な方たちはとにかくあれにも行かなくちゃ、これも行かなくちゃって一生懸命行っているんです。ところがそういうところにも出られない人、出たくない人、いろいろいます。それから介護保険の段階をみてみましても、非課税の世帯が第5段階までが6割を占めるんですよね。経済的な問題もあります。そういう情報を握っているのは全部行政の方たちなので、その握っている情報をちゃんとこう考えて皆さんに公平な施策をとっていただきたいというのが私のまとまりのない質問で申し訳ないんですがそこなんですよね。そして、最後の3番目の交通安全もそうなんですけれども、例えば介護していく中で認知症になっている方が例えば免許証を持っていたとしたときの不安ですね。家族の不安もあります。ちょっと時間がなくなって今ちょっと焦って言っちゃったんですが、今、訓子府町内で免許を持っている方は3,543人います。その中で75歳以上が386人いるんですよね。ちょっと80歳以上がちょっとわからなかったんですが、その方たちがやはり自分の体調の変化などで自主的に返納される方はいいいんですが、家族が促すときにやはり行政も例えば免許はなくなっても私たちの町にはこういう高齢者ハイヤーサービスがありますよ、こういうサービスがありますよということをやったり適時にお知らせするというか、そういうことも必要なのではないかなと思いますので、その項目の中に入れたんですが、ごめんなさい全然まともじゃないですね、その中で答えられることがありましたら、町長よろしくお願ひします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、まず一つは一番最初に老人クラブができたのは穂波の老人クラブです。昭和37年になります。それから53年、54年、大体2分の1世紀がたったというのが町内の老人クラブの経緯であります。そのころは60歳以降の空虚な時間との戦いだという施策が文部省や厚生労働省や国はいいました。すなわちやることがない。だからそのために老人クラブが必要なんだと。だからいろんな趣味やいろんな活動を行政も支援していくというのが国の考え方。もちろんその前に長野県の松本だったか飯田だったか忘れましたが、小林文成というお寺のお坊さんがこういったいろんな老人クラブや若がえり学級的な活動を始めたのが日本の最初です。それから50年、半世紀たって、若がえりといえますか、健康年齢も大きく変わってきています。それから農

業やいろんな就労状況も変わってきている中で必ず登録をするというよりは、自ら選択をするということになっていきますから、60歳で息子に農業経営を譲る方もいますし、まだまだという方もありますし、それから働いている方にも、もう公務員でも65歳まではだいたい働くという状況が出てきていますから、そういう点で言うと雇用環境や健康年齢や何かの変化等がございますから、老人クラブがある意味では減ってきているということが社会的な状況というのはやはり否めない状況ではないか。しかし、我々が健康日本を自負する中で老人クラブに参加している人たちをさまざまな行政的な施策の中でやはりなくてはならない組織だと思っています。強制的に登録するか、あるいは会員になるかというのは個人の判断ですから、それはやる必要がないと私は思います。自己の判断で自己決定の中でやっていかなければならないと思っています。その点でいいますと本気でやっていくのかという話もありましたけれども、29年度に向けて本気で検討しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） しり切れとんぼになりました。介護保険制度については、詳しくは工藤議員に委ねたいと思います。福祉保健課、社会福祉協議会、社会教育課、絶対連携して、よい福祉政策を進めていっていただきたいと思います。

すいません、これで私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 10番、西山由美子君の質問が終わりました。

時間がまだ少々ありますけれども、途中になりますので、ここで昼食のため休憩したいと思います。

午後は1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 8番、西森です。通告書に沿って質問をいたします。

町のライフラインを含めた施設整備および住民生活の場の確保についてお伺いします。

今年、本町は開基120年を迎える年となり、町ができて3、4代の世代を重ねてまいりました。昭和の終戦前後に記録された人口から見ると現在はほぼ半分の5,200名程度となりました。

そこで、開拓から現在までのライフラインを見てみると、100年足らずで目を見張る発展をとげ、日本国内どこと比べても遜色なく日々が送られているように思います。しかし、ライフラインの充実を考えますと人口の減少に伴い数々の問題が散見されるようになってまいりました。まだまだ不安要素を抱えているライフラインについて、長期的な施策と考え方を伺います。

一つ、本町の上水道は耐用年数による定期的な管の入れ替え工事が行われていますが、今後の入れ替えについてお伺いいたします。

二つ、町道路全体の舗装工事も進み、残された砂利道も少なくなってきた昨今ですが、町道整備について伺います。

三つ、住まいに関して、公営住宅の所得制限があるため訓子府へ定着、住みたいという要望に対しどのような施策を考えているのかお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町のライフラインを含めた施設整備および住民生活の場の確保について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「本町水道管の今後の入れ替えについて」であります。まず、本町の水道管の状況については、平成26年度末の総延長は導水管7km、送水管17km、配水管156kmを合わせて約180kmとなっており、この内、地方公営企業法施行規則で規定されている水道管の耐用年数40年を経過しているいわゆる老朽管が全延長の23%、約42kmとなっております。

老朽管の更新には長い年月と莫大な事業費がかかることから、町民に対し過度な負担をかけないため、国庫補助事業や道営営農飲雑用水事業での実施、また地方債や道路改良事業などを活用しながら、「訓子府町水道ビジョン」に基づく、計画的な更新が必要と考えております。

具体的には、平成29年度以降の第6次総合計画も見据え、平成29年度から平成33年度までの5か年で老朽管更新事業では14路線6,700m、道路改良事業に伴う配水管移設、新設事業では7路線4,100mを更新する計画です。

また、大谷水源地から大谷浄水場までの導水管につきましても、布設後41年を経過し、一部民有地内に布設されていることから国の補助事業を活用し、移設も含め更新を考えております。

なお、現在配水池で最も古い、昭和47年に建設された豊坂配水池および豊坂地区、清住地区の配水管の更新を道営訓子府川南地区農地整備事業の1工種であります営農用水工事によって、平成30年度から実施することとなっております。

次に、2点目の「町道全体の舗装工事が進み、残された砂利道も少なくなっている中、今後の町道整備について」のお尋ねであります。本町における町道の舗装整備につきましては、昭和40年は、わずか400mでありましたが、平成26年度当初では157km、舗装率が61.4%となり、この50年間で飛躍的に整備が進んでおります。

一方では、舗装化された道路の中には、ひび割れや^{わだち}轍など老朽化が進んでいる路線もあることから、計画的にパッチング修繕を実施するなど、安全な道路環境整備に努めているところです。

今後の町道整備につきましては、市街地路線は毎年1路線ずつ計画的に改良舗装を進めており、舗装率が97.1%とかなり高い状況であります。今後も町内会等の要望を聞きながら計画的に進めていく考えであります。

実践会地区については、道営事業による農道整備というかたちで実施しておりますが、現在、南7線、約4.6kmを整備中であり、新たな路線については事業完了後に整備の必要性を精査した上で対応していく考えですのでご理解を願います。

次に、3点目の「公営住宅の所得制限の対象となる方の訓子府へ定着、住みたいという要望に対し、どのような施策を考えているか」についてであります。15万8千円を超え

る月額収入がある方については、原則、公営住宅に入居できないため、町としてはメゾン銀河など「特定公共賃貸住宅」や町職員住宅をリフォームした「定住促進住宅」の建設を行ってまいりました。

また、昨年7月には、町内の空き家を有効活用し、定住促進および地域活性化につながる目的で「空き家バンク制度」を創設し、現在まで2世帯の定住につなげるなど、各種施策を実施し一定の成果を得ているところであります。

町で建設した「特定公共賃貸住宅」「定住促進住宅」については、居住者がほぼ固定化され、空きが出てもすぐに埋まる状況が続き、入居相談があっても希望に添えないなど、一定の所得がある層が入居する住宅の不足が課題となっております。

そこで昨年、使用されていない訓子府高校の教職員住宅について、内部を見せていただき調査したところ比較的状态が良いことが判明したことから、北海道教育委員会から2棟5戸を購入することで平成28年度予算に計上したところでございます。

今後は、購入を予定している住宅の小規模改修を行うとともに、使用が見込まれていない訓子府町教職員住宅の一部について、定住促進住宅とするなど一定数の住宅を確保することで、訓子府への定住を望む方々の要望に応じていきたいと考えております。

以上、ご質問のあった3点についてお答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） ただいま、訓子府町の水道に関して14路線6,700mの更新、移設・新設事業では7路線の4,100mを更新する計画という答えが町長からいただきましたが、毎年、水道管破損による個別の相談が町の方に寄せられているというふうに思います。この具体的な案件も示していただきたいと思えます。

また国の補助事業等の路線工事において水道管の入れ替え工事が当然行われると思いますが、その水道管移設工事、入れ替え工事が遅れたために昨年まで道路の改修工事の距離数が伸びなかった事実はあるのかないかもお答え願いたいと思えます。

また今後、号線や町道の改良工事に伴う水道管の入れ替えに関してどういうふうになっているのかもお答え願いたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） まず、1点目の水道管破損に関します個別の関係でございますけれども、水道管の破損に関します個別といいますと、漏水等の部分になるかとは思いますが、案件でいいますと、27年度につきましては、全部で7か所ほど漏水が起こっております。これは主にですね、個人の給水施設にいく部分が多くございまして7件ほどあります。それから26年につきましても5件ほど漏水で修理をしてございます。大体毎年4件ないし5件ぐらい、多い時で7件ぐらいということで、これに関しましては事前にわかるものではございませんし、先ほど言ったように本管から個人の給水する部分が劣化して漏水するとか、本管の継ぎ目等が古くなって、そこから少しずつ漏水しているとかというような部分で修繕に関しましては、そういうような案件が出てございます。

それから、国の補助事業で水道管の入れ替えが遅れたために、道路工事が遅れたというような案件があるかということでございますが、これに関しましては、実際にはそういう案件というのはなく、逆に道路工事を行うことによって、うちの水道管の入れ替えを同時

に行っていくということで、逆に言いますと道路工事が進まなくて、うちの水道管が計画よりいかないというようなことは過去にはありましたけれども、水道管移設が行われないために道路工事が行われないというようなことに関してはございませんし、導水管の補助事業に関しましても、これはまだ先の部分でございまして、これがまだ行っていないからということで、他の道路工事等の関係が遅れたというようなことはございません。

それから、町道の改良工事に関しまして、今後どのような水道管の移設が考えられるかというような3点目のご質問でございますけれども、28年度につきましては予算案でも先日ご説明したとおりでございます。今後ですね29年度以降に関しましては、現在のところ南7線が事業実施しておりますので、それを継続的に道路工事と合わせて水道管の移設、新設を行っていきたいというふうに考えておりますのと、それから穂波団地1丁目線、東町南3条線、それから若富中通線、その部分に関しましては、道路工事に伴いまして道路工事が実施される時期に合わせて水道管の配水管の移設、新設等を行いたいというふうに現在のところ計画をしているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） この上水道に関しましては私も昭和40年代になりますが、それまで有畜農業で牛を飼っていたわけですが、一気に井戸水の供給がとれないという状況、訓子府町、本町一円が水が足りなくなったということが昭和40年代前半にありまして、そこから急に町がやはり水対策をしなければならないということで営農用水、飲料水も含めて整備されたというふうに私は記憶しております。現在、高台地区では用水に関しましては、飲み水から生活用水、農作業の防除用水まで水道で全部補っているという事情でございまして、この水道がどこかで滞るといことになりまして、日々の生活にも、やはり営農にも困窮するという状態になりますので、そういうことのないような施策をお願いしたいと思います。また、できれば有収率の低下を招く、年間平均すれば4、5件の漏水が起きるとい中で管の破損を考えたら1年でも早く前倒しして入れ替えた方がよいのではないかというふうに考えますが、その考え方を聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 水道水の重要性につきましては、ただいま西森議員がおっしゃるとおり町民全ての方が安心して生活していく上での水道の供給というのが第一の前提というふうに考えてございます。1年でも早く水道管の入れ替えをしてというようなご意見でございますけれども、それも当然のことです。有収率の向上、それから安定的な供給という部分に関しましては、必要な部分だと思いますが、ただ回答の中にもお答えしたとおり更新には長い年月と莫大な費用が当然かかってくるということもございまして、現在、水道部局といたしましては、補助事業、それから補償事業、道路の改良に伴います入れ替え等によりまして、少しでも負担軽減の中で着実に更新を進めていきたいというようなことで計画をしております。また個々の漏水に関しましてもですね、これについては上から見てすぐわかるものではございませんので、漏水が発生したということに関しましては、当然早急に対応してまいりたいと思いますし、それから老朽管の更新につきましても、やはり年数の古い管、古い箇所、そういう部分を重点的に考えながら更新を進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 特に実践会地域では水だとか、そういうものが滞ってしまうと本当に毎日の生活ができなくなる。それから営農もできなくなる。特に6月、7月、8月というのは、防除の大変大事な時期になってきますので、支障のきたさないよう点検をお願いしたいというふうに思っております。

次に、町道整備についてお伺いをしたいと思います。

町道整備に関しましては、ほとんど町内、舗装改良工事がされて大変住みやすい町になっているという中で非常に目に付くのは、これから春耕期、3月、4月になりますと雪解けを迎えます。実践会地域に入りますと、まだ農道、砂利道が散見されますが、特に雪が消えて重い作業機、大型のトラクターあたりで砂利道に入りますと砂利道がうんで車やトラクターがはまったり通行ができなかったり、大変作業に支障をきたす事例が毎年見受けられます。これに関してやはり早急に改良工事だけでもできないものかなというふうに住民からの声が届いております。これに関しての回答をお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 実践会地区の農道の整備につきましては、舗装という面でいきましたら答弁にありましておとり事業費の関係もありまして、結局、農道整備というかたちで南7線のような大がかりなことをやっていかざるを得ないということで、これについてはもう南7線の整備中ですので、32年に終了予定ですけれども、それまでは南7線のみを抑えるということになります。あと雪解けの関係につきましては、なかなか対応も難しいとは思いますが、夏場のうちに砂利敷をすとか、そういったかたちでなるべく畑に影響がでないような措置についてはとってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 町長の答弁、先ほどあったわけですが、本町は61.4%の舗装率ということで非常に舗装が進んだと。近隣の町の中でも道路の整備は非常にいいと思っております。ただ、これ十勝と比較するのはなんですが、十勝に行くと山の中まで舗装だという中で、砂利道を探しても探せられないほど十勝は舗装が進んでいます。なぜこんなに違うのかなというふうにいつも考えるんですが、特に本町は限られた面積の中に農家がひしめき合って営農しているという中では、やはりライフライン、特に日頃利用する道路、それから水道、それから生活の基盤がある程度整備されていないと、だんだん農家戸数が減っていく。今までは残って頑張れた農家も見切りをつけてやめていくという農家が散見されるようになってまいりましたので、ぜひとも舗装にすれということは拙速には言えませんが、改良工事だけでもできないのかなというふうに思います。これ町長からお答えをいただきたいと思ひます。改良工事を進める中ではやはり町独自でやることは不可能に近いことですので、やはりこれは国に対する陳情しかないのかなというふうに思ひます。町長の考え方を聞きたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほど建設課長の方からお答えしましたように現状では議員の近くでございます南7線が長大路線の最後の路線というふうにいわれていますので、これらは道費を導入しながら町も一定の負担をしながらやっていかなければいけない。それから今、砂利道ですけれども、例えば南4線なんかも実践会の方から先ほど要望書が出てきて

おりますし、これらについても緊急度や町全体の中でここが舗装あるいは幅員を確保するという状況にあるのかどうかということの精査も含めてやっていかなければならないと思います。それから少なくとも砂利道の改良についても、これは建設課を中心にして、とりあえず各実践会の要請等をお聞きしながら順次対応していると。それから災害等が起きたときには当然ですけれども優先的に実施しているということでございますので、今、路面別で見ますと町道でいいますと舗装率が61.4%でございます。その点でいくとさらにまた予算等も勘案しながら順次進めていかざるを得ないという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） ただいま、町長から南4線の話も出ましたが、南4線の自治体地域であります福野実践会から南4線の改良工事をぜひお願いしたいんだという話がありまして、当初南4線は基盤整備事業で面と線の補助事業でやる予定だったそうです、地元の役員さんによれば、ただ面を優先したのだから線が後になってしまった。南7線よりも先に南4線をやるはずだったというお話も伺いましたが、町長が言われましたように、南4線の利用価値、どれだけの人が南4線を利用して、どれだけ必要なのかという調査も含めまして、やはり南4線という道路は福野の南側を走る唯一、道道とは違う町道になっておりますが、距離数は大した距離数にはございませんが、1,080mということになっておりますので、当然、改良工事、とりあえずは改良工事をお願いしたいんだということになっております。これ町長から話が出たんですが、今一度、南4線に関しての考え方を聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほど南7線の話もしました。これも同じように線か面かという議論の中で、地権者の調査も全て終わった段階で最終的に予算関係で本数が多すぎるといふことと、財政的な状況から南7線については面を優先させていただいたということでございます。しかし私は町長になったときに地域の要望として、日出、柏丘、高園、沿線の住民全員による署名と、それから紹介議員、沿線自治体に居住地をもっている町議会議員全員から要請の署名がおきてまいりまして、即座にはできないけれども私の一定程度の財政的な見通しができた中で実施させていただくということで今、この長大路線については南7線の着工が始まって、今年度も工事の進捗のスピードの問題はありますけれども、しかしいずれにしても5年、あるいは10年以内には必ず農業試験場の手前まで舗装化させていくということになってきたわけです。一方で南4線も状況は正しくつかんでおりませんが、今、同じような状況があるんだと。この1,080mについても道路整備についてお願いしたいという実践会の要望が今年上がってまいりましたけれども、ただ、一つやはり違うのは、張り付けの農家、住宅が福野の19号線の角地の1軒を除いてまったくないという状況ですから、その点で考えていくと、あそこ他の路線と比較していきますと単純にやりますということにはならないということを実践会には回答しておりますので、全町的な状況の勘案の中でやはり検討させていただきたいというふうに考えております。改修工事うんぬんということもありますけれども、これは冒頭申し上げましたように状況を見ながら実施するというご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 南4線に関しましては、町長から回答いただきましたので了解いたしました。

次に、住まいに関してお伺いをしたいと思います。

せっかく多額の投資をしまして、本町がライフラインの整備をし、魅力のあるまちづくりをしていて、まず本町に定着していただくというのが先に考えなければならないことだと思います。公営住宅の入居案内だけではなくて若者や府県からの移住に向けた安価な住宅を確保できるよう視野に考える時期がきているのではないかというふうに考えます。空き家対策もありますが、古い家を直して入る発想よりもマイホームを訓子府に築くためのお手伝いを町が支え、考えてはいかがかと思いますが、お考えを聞きたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） お昼休みに部屋に戻りましたら、何件かの職員からのてん末がありまして、訓子府に住みたいという人が何件も出てきているんです。本当に住宅がなくて困っています。これはうれしい悲鳴と言ったら誤解があるかもしれませんが、ある意味では全力で今ある空き家住宅、あるいは教員住宅等の対応をしながら現実的に入れるように、せっかく訓子府町に住みたいという方がここ最近目立ってきておりますので、ご期待に応えていきたいというふうに考えています。改めて、かつて前町長時代に末広とそれから日出の分譲を国土交通省の補助事業を入れながらやったという経緯がございます。そのこと自体で住宅問題の新築を促進させていくという点では一定の効果が私はあったのではないかなと思いますけれども、これもまた時代とともに民間が分譲しておりまして、まだ売れ残りがあるという状況の一つの障害はもちろんありますし、それから、かなり日出なんか見ておりますと入っても空き家になったり、入れ替え等があったりしているという状況を見てますと、新築住宅に対する支援については、もうちょっと検討していかねばならないんじゃないかなというふうに思います。この点では、ちょっとお時間をいただきたいというふうに思いますし、先ほどの余湖議員からの質問にもございましたように、改めて今、町営住宅と申しましょうか、公営住宅のある意味での低所得者だけではなくて、一定の所得がある方が入居する状況をどうするのかという点では、今、北見市等で実施しております民間に建てていただいて、その償還等含めて自治体が行うというような手法も含めて、これは今後、前向きに検討していかねばならない状況だと。そういう点では住宅の問題に対してもう少し前へ進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 町長から訓子府に住みたいという人が大変多くなっているとお答えをいただきましたが、公営住宅に入る基準の方ばかりが増えても困ります。やはり一定の所得がある人の、若い人たちの住宅を考えていただかなければ、認定こども園の整備、それから他、大型施設の整備をする中で住民が減っていく中での整備は、これはやっても意味がないというふうに考えますので、ぜひとも住宅の方策を考えていただきたいというふうに思います。住宅に関してはお願いをして次に進みたいと思います。

次に、農業環境問題についてお伺いをしたいと思います。

昨年10月、大筋合意したTPP交渉、本町の基幹産業、農業においても先の見えない不安な春を迎えようとしています。

さらに農林水産業におけるグローバル化や人口減による労働者の減少、あらゆる環境変化による経営方針の転換を余儀なくされる現状にあります。現状把握から先への見通しについての考え、施策を伺います。

一つ、町民の働く場所の確保、人口増、町の活性化を考え、農業関連の企業誘致についての施策について伺います。

二つ、まち全体の人口減に伴う過疎化、雑木林の増加や畑地周辺の環境変化が目につきます。害獣対策、町民、農村地域の住民の安全について伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農業環境問題について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「町の活性化を考え、農業関連企業の誘致施策について」のお尋ねであります。数年前にホクレン系の鶏卵農場の誘致を目指したこともありますし、昨年には町民の願いでもありましたシティやニコットと新しい企業が参入してきている状況にあります。

また、最近では、訓子府石灰工業株式会社や苫小牧を本社としております會澤高圧コンクリート株式会社では、地元出身者や地元高校の卒業者を積極的に採用するなど、町内にあります民間企業におきましても、地元の町民を積極的に雇用していただいているところでもあります。

このようなことから、町としても町民の積極的な雇用を促すことや町民の減少を抑える目的などから事業者や新規卒業者等の採用の支援について、本年4月から進めることとしております。

次に、2点目の「害獣対策など農村地域の住民の安全について」のお尋ねであります。本町における鳥獣駆除の現状であります。クマの目撃回数が本年度は特に多く、子グマではあります。2頭駆除しております。また、シカの駆除頭数におきましては、157頭となっております。シカが増加したわけではなくて、ハンターの積極的な駆除活動のたまものと認識しているところでありますし、農作物の被害の状況も減少の傾向となっております。

なお、クマやシカによります人間の被害につきましては、発生はしておりませんが、特にクマの目撃情報があつた場合には、直ちに地域への周知と学校関係への通報、目撃場所周辺に周知看板の設置などを行っておりますし、農作物の被害があつた場合には、箱わなを設置して、地元猟友会と連携・協力し、駆除に努めているところであります。

昨年は、オホーツク管内におきましても大型のクマが駆除されておりますことから、今後も被害が発生しないよう、町民などの目撃情報の連絡もお願いし、クマやシカの被害が発生しないように猟友会の協力をいただきながら迅速な対応をしていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 本町には、農業関連施設が大変たくさんあります。また原材料がたくさんあるのに加工場が少ない。クノールがあつてスイートコーンの加工が行われたり

しておりますが、もっと農産品の加工業者を誘致すべきではないかというふうに考えます。またイモ、玉ネギは本町農業のメイン農産物であり、国内の加工業者にしてみるとイモの皮、玉ねぎの天地切り、根っこや茎の部分、それを都心で処理するとごみになる。それは大消費地、それから都心では大変迷惑になって困っている。その手間や処理のかからない特に中国品、輸入品が大変重宝されて使われる。ただ国内でのニーズは食の安全・安心から、できれば国内の農産物を使いたいというところにあります。ぜひ、半加工品を手掛ける産地があまり北海道の中になく、主要産地の我が町が他産地に先駆けてJAとタッグを組みながら手がけるべきではないかというふうに考えますが、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 半加工品等の対応が必要なのではないかと。私も町長になってから今年9年になりますけれども、加工の関係でいいますと、例えばカルビーにジャガイモの研究所や加工施設等の誘致を社長に手紙を出したこともございますけれども、もう既に新聞報道になるときは十勝に決まっていたとかですね、なかなか民間の会社にそうしたことを誘致することについては困難を極めるのではないのかと。ただ玉ネギの関係でいいますと、今選果場を建設するという予定を平成26年にJAきたみらいの常務二人が私のところにやってきて、玉ネギの選果場、それから加工も入るのかどうかわかりませんが、平成50年までにJAきたみらいとして将来的に今、相内に建設の部分と、それから端野、訓子府を将来的な整備の計画の中に入れていきたいという考え方を示されたことがございますので、これは今生産そのものについてはJAきたみらいには基本的に一定集荷している状況でございますから、JAとも今後協議しながら、これらについては具体的な検討をしていきたいというのが現時点の状況であります。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 非常にいい原料があって、大消費地ではぜひ北見の玉ネギ、イモ、特に訓子府産のイモ、玉ネギを使いたいという要望があります。十勝と競争して、なぜ負けるのかということになります。十勝はパック詰め、箱にパック詰めまでして出荷できる。ただ訓子府産は大型選果場に入れて20kgのダンボールにバラで詰めてきたみらい農協として出荷するという違いがあります。できるだけ手間のかからない出荷方法をとっている十勝にやはり今の段階では負けていると思います。ぜひ生き残りをかけて本町の農家の後継者がやはり安心してやっていける方法をぜひ町としてもJAと一体化してやはり考えていくべきだと。やはり道東にすれば訓子府は大変農業に関してはいいことをやっている、先駆けたことをやっているということを示すべきではないかというふうに私は思います。ぜひとも生き残りをかけて、町長いわく、打診はしてもやはり他の産地にもっていかれる。それは当然訓子府だけではなく、どこの町もそういう思いをしていると思います。ただそれでも、やはり枝豆ではないですが、枝豆という商品を世界的に有名な枝豆にした産地がやはり十勝にあるということに、逆転の発想をもって、あれだけの産地になったということも、やはり頭において訓子府はイモ、玉ネギが主流ですのでやるべきではないかというふうに私は考えます。これは私の意見としてとどめていただきたいと思います。

あと1点、農業環境問題の過疎化に伴って非常に農村の安全が脅かされるという状況にあります。過疎化に伴って、シカだとかキツネ、タヌキ、クマなど獣害が大変増えてきて

いる。実践会などでの作業時や作物の食い荒らしの被害が増えてきております。特に、朝晩など人がいない時間帯には人に近づいてくる事例も増えてきている。やはり害獣を駆除するハンターが非常に減っている。ハンターの養成ならびにくくりわなの伝承の方に補助金を出してでもやっているわけですが、なかなかその伝承をするものが増えてこない。そこに関して、訓子府町がやっている対策と、それから現保有しているハンターの数、それからくくりわなの状況もわかればお示ししていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今、再質問されましたハンターの助成、それからくくりわなの助成でありますけれども、ハンターの狩猟免許につきましては、町内の住人でありますけれども1回10万円、それとくくりわなにつきましては、最初の取得の部分の支援というかたちになっております。継続については自己負担というようなかたちになりますので町としての支援はそれぞれ最初の取得をしたときに助成をしているというような数字であります。それと現在、猟友会の人数でありますけれども、猟友会については16名、それとまた新たに今回日出に居住されました方が1名増えたというふうに聞いておりますので17名ということになります。それとくくりわなにつきましては、町内の方が19名、それとプラス職員が2名ということで21名のくくりわなの設置をする許可をもらっております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 昨年の12月10日になりますがNHKのテレビに北海道のヒグマの頭数が出ていました。昨年の12月現在で1万600頭いるそうです。平成2年のざっと1.8倍に増えているという報道がされました。特に日本海側の苫前村（現苫前町）、昔80年ほど前に三毛別地区でヒグマに7人ほどが惨殺されたという歴史的事実があるわけですが、訓子府町でも南に行けば、やはり山、道有林、町有林を抱えている。西に行けばやはり置戸町と境界を兼ねている。山が四方八方にあるわけですが、やはり動物、それから特に害獣というのは人が少なくなると近寄ってくる。それは郡部にいるものでないとわからない状況ですので、ハンターが今、猟友会が17名、それからくくりわなが21名ということですが、17名が満度に捕ってくれればいいんですが、常に動いている人間は限られてくるという中で、やはりこれは伝承して、特に危険が及ばないように猟友会に助成もしながらハンターを育て、くくりわなをできる人間を伝承していかなければならないというふうに考えます。後継者が1戸の持つ面積が昔の倍、3倍ぐらいの面積が増えてきております。なかなか環境まで手がまわる状況にはありません。自分たちの経営をこなしていくだけでやっとの面積に、非常に忙しい時代になってきた。その中でやはり環境をきちんと整備するのも町の仕事ではないかなと思います。最後にこの考え方を町長から安全に対する考え方を再度お聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私も川南地区の農家地区に住む人間ですし、去年は大きな看板が2枚も私の家の横に立ちましたので、クマの出没の危険性について、その感じというのはよく理解しているつもりでございます。しかし、クマは一方で1日とか、ある一定の日数の中で百数十キロの移動をするというデータも出ておりますから、なかなか訓子府のレク

リエーション公園近くに出たからといって、その次の日に出てくるかといったら、そういうこともないという特性を持っていますので、これらについては冒頭申し上げましたように、これらの目撃情報があったときには、直ちに対応をしまいたいというのが率直なところでございます。それから害獣に対するハンターでございます。名簿を見ておきますと、一番年上で私と同じ年なんです。それで一番若い方で30歳代の前半という方もおられますので、若返り化が少しは進んでいるのかなというふうにもなっています。これは何人取ればいいのかということは一概にはいえませんが、できるだけ猟銃の資格を取れるような状況をもっていただくというのを積極的に進めていかなければいけないというふうに考えています。先般も車座トークで実郷の実践会に出向いたときに、カラスの被害も含めてですね、猟友会にお願いしても来たときにはもうなくなっているとかですね、シカも同じなんですけれども、なかなか難しい問題があります。最終的に私になんと言ったかということ「自分で捕ってよ」と言ったんですよ。もうこれは時間の関係もありますから、できるだけ猟銃の免許を取ることが全ていいかとは限りませんが、全てが取れるとは思いませんけれども、比較的若い年代の方には時間的なロスの問題もありますから、やはり自分の畑、自分の作物を守るという点では行政も積極的に支援してまいりますけれども、やはりハンターの資格を取っていくということも私は大事なことではないかなと思いますので、猟友会とも今後また協議しながら、できるだけいい方向に向かっていきたいと思って考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 前向きな答弁をいただきましたが、人口が減ってますます過疎化になっていく本町において、特に農村地帯を守る農家、非常に不安要素がついてまわります。ライフラインも含め、農業環境問題も含め、人がいなくなれば頼るものがいなくなる。周りとの協調してやっていくものすらいなくなるという現状にあります。ぜひともそこに行政の力を少しでも貸していただきたいというふうに思って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 8番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで午後2時まで休憩といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、川村進君の発言を許します。

7番、川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。一般質問を始めさせていただきます。

まず一番目に、居武士小学校の統合についてお尋ねします。

これは教育長と一部は町長にもお尋ねする部分がありますので、よろしくお願いします。

平成21年にひので保育所の統合がされました。このとき同時に居武士小学校も統合した方がいいと私は言うておりました。しかし、なされませんで、この件につきまして、次の点についてお伺いします。

一つ目、平成21年当時、居武士小学校統合の話は正式にはなかったのでしょうか。

二つ目、保育所統合時の保育所と居武士小学校の児童数、子どもの数はどれほどだったのでしょうか。

三つ目、保育所統合理由は大きくは何でしたか。

四つ目、平成21年から27年までの7年間の居武士小学校に使われた経費、各年度、児童1人当たりの経費、コストはいくらかかっていたか。

これについてお尋ねします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「居武士小学校の統合について」平成21年度のひので保育園統合と関連して4点のお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

居武士小学校は、大正5年に訓子府尋常小学校附属居武士教授場として開設され、昭和2年に居武士小学校として独立し、今年は大きな節目である開校100周年を迎え、本町の開拓の地である居武士小学校として独立し、今年は大きな節目である開校100年を迎え、本町の開拓地である居武士地区と共に歩み続けてきた学校であります。

この居武士小学校は、これまで1,600名余りの卒業生を送り出し、現在は18名という少人数ながらも特色ある学校づくりの中で、子どもたちが楽しく元気に学校生活を送っております。

回答に関しては、質問事項の内容の関係から、まず、3点目の「ひので保育園統合の理由について」からお答えをさせていただきます。

ひので保育園につきましては、昭和36年に日の出季節保育所として開設し、地域の子育ての中核施設として、その役割を担い多くの子どもたちを育ててまいりました。

しかし、人口減少と少子化、さらには幼稚園の入園年齢を4歳に引き下げたことなどが要因となり、ひので保育園への入園児が年々減少し、平成19年度、平成20年度と入園児が7名で、さらに平成21年度の意向調査では6名となり、今後も入園児の増加が見込まれない状況となりました。

本町では、過去の経過から季節保育所、へき地保育所の設置要件を入園児10名以上とする一定の要件を設けており、また、運営に対する国や道補助金の交付要件の基準を下回ったことにより、交付対象外になるとの理由などから、保護者や地域の理解を得てひので保育園の統合に至った経緯であります。

次に、1点目の「平成21年度のひので保育園統合時に居武士小学校統合の話はなかったのか」とのお尋ねですが、ひので保育園統合の経過の中で、入園希望者を対象とした意見交換会や地域住民の方々への説明会、全員協議会での議員の皆さまへの説明などにおいて、居武士小学校統合に関する意見は、特に出ていなかったと認識しております。

その後の平成21年第2回定例町議会での一般質問において、居武士小学校統合に関する考え方についてのお尋ねがあり「統合に関しては、行政の都合だけで行われるべきものではなく、地域の皆さん、保護者の皆さん、お子さんの考え方、さまざまな意見の中で決められていくべきもの」と回答させていただいた経過があります。

次に、2点目の「ひので保育園統合時の園児数と居武士小学校の児童数について」のお尋ねですが、ひので保育園の園児数は、平成19年度7名、平成20年度7名、平成21年度は意向調査ではありますが6名の見込みでありました。

また、居武士小学校の児童数は、平成19年度42名、平成20年度38名、平成21年度33名でありました。

次に、4点目の「平成21年度から平成27年度までの居武士小学校の総経費、また各年度児童1人当たりの経費（コスト）について」のお尋ねですが、まず、7年間の総額では、1億508万円であり、各年度の平均では1,501万円となりますが、この金額は、この間に行われました投資的事業である体育館の耐震化補強工事や児童用・教師用コンピュータ整備などは除いた経常的経費であります。

次に、各年度の児童1人当たりの経費については、各年度の経費を児童数で除した金額で申し上げますと、平成21年度は41万6千円、平成22年度45万円、平成23年度55万2千円、平成24年度62万3千円、平成25年度73万3千円、平成26年度73万6千円、平成27年度88万7千円となりますが、施設の維持管理や学校の運営に関する経常的な経費は、おおむね変わってはいない状況にあります。

また、学校運営に関わる経費については、そのほとんどが国からの地方交付税で措置されている状況であることをご理解を願います。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 今の説明はよくわかりました。しかし、このとき既に財政健全化という問題が大きく出ていたはずです。そのとき子どもたちだけこれだけお金がかかって1億500万円もかけてものすごいお金がかかりすぎてはいないかという判断なんです。地域が大切、地域が大切というようなお話がずっと続いていました。しかし、私たちが考えるには、これから育て上げる子どもたちが結局ここにかかった借金というかたちのものを払っていくことになる。であれば訓小と統合して、本来できるだけ早く正常なコストに戻すべきと思っていました。コストのことばかり言えば、だめだよという注意もいろいろありまして、この間、子どもたちの運動、サッカーであるとか、野球は少年団に入って、そしてやっているわけですね。それで音楽では、19年のときにはリコーダーで北海道で優勝して全国大会に行ったケースがあったのではないかと。そのとき居武士の生徒たちは、それに入っていなかったと聞いています。そうすると地域がいろいろやっても格差が出て、居武士の小学生たちがものすごい素質を持っている子どもたちがいても結局、訓小と統合にならないから出れなかったかもしれない。そんなときに不公平さはなかったかどうか。反対に1対1の子どもと先生との学習だから、ものすごく子どもには有利だと言う人もいました。そしてこのとき私が聞いたのは20人を、生徒の数が20人を切ったときには訓小との統合という、そういうものに進まなきゃならんと聞いています。それで昨年度は入学者がゼロであったという、今年に入学者が3名ですか、そのときに教育委員会がやらなければいけないのは、はっきり言って居武士小学校の子どもたちが訓小の小学校の子どもたちとのどれだけの不公平さを、誰もが不公平とは思わないかもしれないけれども、遠くから見て、よそから見ても何かそんな感じがするんだけど、子どもたちは正常に育っているのかどうか。どうですかねこれは。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず居武士小学校の関係の前段は今、川村議員の方から財政的

な問題も含めた小学校のあり方のご意見をいただいたところですけど、先ほどお答えしましたように学校設置の中の運営の経費といえば経常的に先ほど言いました年間1,500万円程度で、児童数が減っている中での機械的な話ですけど、児童数で割ったらそれぞれの年間の金額になると。先ほど答弁で申し上げましたように、年間1,500万円程度の経常的経費はかかっておりますけれど、国からの地方交付税の基準財政需要額の中に算入されて、ほぼそれと相当額が交付税として入っているのではないかとということもございまずので、その辺でいえば町の実質的な持ち出しという部分では、ないわけではないですけど、その辺のところではご理解をいただきたいと思っております。

それと小規模校と集团的活動の中での小さい学校での、それぞれのメリット、デメリットはそれぞれもちろんあります。その中で私たちも今の父兄の中からもやはり集团的活動の中でのもっと交流を図ってほしいということで訓小との交流授業を各学年の中で年間やりながら、そういう集団活動を養っている状況でありますので、それらも含めてこれからも増やしながらかつ集団活動についてやっていきたいと思っております。

それと少年団活動とスクールバンドのお話も出ましたので若干お話したいと思っておりますけど、過去には居武士小学校でも野球少年団だとか、今、スケート少年団が活発に活動されておりますけど、野球少年団も人数が揃わない中で今、少年団というのはなくなって、今の在校生の中で申し上げますと、野球少年団の方に確か2名、それとサッカー少年団の方にも1名、それと陸上少年団の方にも通いながらやっているところで、スクールバンドのお話もありましたけど、訓小の学校活動の中でございますけど、今後例えば居小の中でそういう希望者がいればそれぞれの合同チームとかも含めた中で、その辺のところは検討できるのではないかと私自身は思っているところでございます。

それと20人の目安というお話もされましたけど、過去の議会の一般質問の中でそういうやり取りをした経過がございます。それで平成22年の第2回の河端議員からの質問の中で20人というお話をこのところでしたんですけど、その後の平成24年の第2回の定例町議会におきまして、児童数の件は一般論として学説があるということでお答えしたということで、そのときもちょっとお答えしたんですけど、平成24年のときの管内の過去3年間の小学校の統合の例をとってお話もさせていただいておりますけど、統合時の最大のそのときの人数が18名で、最低では2名というところで統合された過去3年間の例があつて、その平均児童数は9人程度だというお話もさせていただいたところでございます。

それで居小の子どもは元気に育っているのかという部分のお話ですけど、少ないながらも元気に地域、それと教職員に見守られながら健やかに成長しているものと私は認識しております。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） いろいろなんかあるんですけども、結局経費については、国からきているから問題がないという、私の経験の中で給食の車がでこぼこのところでこぼれてしょうがないからといって、居武士のところを直した。それから水洗便所の和式を洋式にするために金を使った。そして最後は照明、LEDというのに替える。そのときに替えたときにはどこから寄付がされて金がかかっていないというような説明があつたけれども、要するに財政が苦しい、そのときに手をつけなきゃならないのは児童であつてはいけ

ないのか、学校であってはいけないのかという最大の判断をしなければ、いつまでたっても財政健全化なんか進みませんよ、はっきり言うけれど。訓小に統合されて日出にかかっているお金が、また同じものがかかるかというとおそらくかからないと思う。そのときに財政健全化を進めるために第一に手をかけなければいけないのはコストの高いところを削らなきゃだめじゃないかと。そしたら当然コストの高いところ、何がコストが高いかといったら、いろいろ補助金を出しているものもあるけれども、このところは一線を引いて涙をのんで統合するという感覚、これは大切だと思います。この財源とかは町長ですから、町長に一言、これだけ金がかかっているところを統合されないのはなぜか。町長に一言だけお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 経常的な経費で言いますと平成27年度で1,596万1千円、居武士小学校で、それから訓子府小学校で4,537万5千円であります。過去7年間を平均すると居武士小学校で1,501万1千円、訓小で4,005万円という、これ経常的な経費であります。1人当たりの経費についてもそれぞれ居武士小学校でいくと88万7千円、訓小でいくと20万6千円、これ職員の方で調べていただきました。こういうかたちで経費が高いとか安いとか財政的に負担が大きすぎるのではないかということは今、ご指摘がありましたけれども、基本的には教育長が言ったように、日本の社会というのはちゃんと税のバランスというものがあましてですね、どんなにへき地であっても平等に教育を受けられるという日本の税の仕組みになっております。だからその点でいくと交付税で算入されているというのは、居武士小学校がないから我々の財政状況に極めて大きいだなんてことの論議にはなかなかならないというふうに私は捉えています。同時にまた教育の成果そのものについても財政問題だけで教育問題というのは、やはり語れないというふうに私は思っておりますので、むしろ少ない中でいろいろ頑張っておられる居武士小学校の現時点でいきますと18名でしょうか、児童の頑張りも含めてここは見守りたい。同時にまた本当に統合が必要かどうかという判断については基本的には歴代の教育委員会、教育長が答弁しているように、親の、地域の方々の最終的な判断に委ねるということに行政は、あるいは教育委員会は応えていきたいということのスタンスは変わっていないというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 経費がかかっても平等な教育という、そういうのはわからなくもありませんけれども、事実本当に平等な教育を受けているかどうかというのは、私は複式という学校は知りませんから、今のお話では国からきていると言うけれども、これ道の先生方、校長、教頭、先生4人に支援のための先生と用務員とかいろいろな方の給料を入れるとこれ膨大じゃないんですか。私は財政健全化という、これを言うときにこれはずして言うのであれば何かおかしいと思います。心を鬼にしてやはり今年の11月に100周年をやられるときに、この4月からいろいろと用意されて、そのときに当然、統合したいという話を出されて、来年の4月1日から訓小に居武士小学校の子どもたちが入れるような仕組みをつくってほしいと思います。それが、どこの山の中でも東京都でも同じ教育のレベルで教育を平等に受けるというのは国のいろいろの定めであるのかもしれないけれども、このところは居武士小学校の児童のためには訓小と統合するという感覚で動いてほし

いと思います。それで居武士小学校が悪いと、残すと悪いということではなく、本来の姿、訓子府にはいっぱいありましたよ学校が、北訓も南訓も美園もいろいろあった。そのときになぜ統合されたかといったら、やはり金がかかりすぎるからです。ですから居武士小学校を統合されて、あの空き学校を何か、先ほど来、野菜の加工場だとか、いろいろなものをという、そういう話が出てました。ですから、できるだけ早くあそこの学校を利用してもっといいものを考え、やる。そういうのがいいのではないかと思います。これは教育長ではだめで、町長になるけど、いいよね。とにかく11月から4月までの間にきちんとして、私は統合すべきだと思って、統合のためには協力したいと思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほどロス等の話も出ました。例えばトイレの問題とか、いろいろ出ました。学校の先生方の職員のトイレを洋式化していくこともさることながら、私の記憶では障がいのある子どもの通学を支援するために洋式トイレを設置したというようなこともございます。また私のところにも、何としても居武士小学校に通わせていただきたいという声もあるのもまた聞こえております。ですから私は、ある意味では、この問題というのは行政が決断したらいつでもできます。しかし、慎重には慎重を期してその教育権をもっている地域の親たちや地域の方々のご意見を尊重しながら、地域の意見は100周年事業をまずは成功させつつ、そして同時にこの統合の問題を検討させていただきたいというのが父母の代表が私のところに来て、昨年だったと記憶してはありますが、私に報告した経緯もございますので、そこは真摯にきちんと受け止めて父母の考え方のまとめとしての考え方でありますから、そこを受け止めて今日に至っているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 町長の言わんとするところはわかりますよ。しかしそれであれば町長の一つの一本の筋から外れていないですか。町長が本来言わなければいけないのは、涙をのんで心を鬼にして財政健全化のために地域の方たちを説得してでも本来の居武士小学校の廃校を決断したいと思いますというようなことになるのではないかとと思うんですけどね、本来の姿は、私は子どももいない、女房もいないけれども、訓子府町で一生懸命新しい設備をつくり、新しい何々をつくり、何々をしてとって育て上げた子どもが何人訓子府町に住むんですか。そういうこととか、そんなことは言いたくない。無駄になっているようなものがいっぱいあるときに、今回の居武士小学校の統合を町長にぜひとも決断してもらいたいと思っています、はっきり言わせて。それで答弁はいりません。

○議長（上原豊茂君） ちょっと待ってください。以前も言っていますように発言したものに對する答弁はいただきますので。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） 居武士小学校の統合に関しては教育委員会も町長と同じような考えの中で進めるべきだと私も思っております。それで若干ちょっと国の統合の動きの中でのお話もさせていただきたいと思いますが、実は昨年ですね、国が約60年ぶりに学校統廃合の手引きというものを基準を定めたものでございます。時代の変遷の中で基準となる学級数がなんぼかということを決めたんですけど、その中でも国は学校統廃合や存続

はあくまで学校設置者である市町村が地域の実情に応じたきめ細やかな分析に基づいて行うべきであるというご意見があります。その手引きの中でも「学校適正配置の具体的な検討については行政が一方的に進める性格のものではなく、保護者および就学前の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得ることを基本とする」というふうに手引書の中でも書かれておりますので、その辺も踏まえながら私たちも学校の設置についての今後のあり方について検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） わかりました。とにかく堂々巡り、そんなことをしていてもしょうがないので、質問を変えます。

二つ目に、公営住宅の使用料についてお伺いします。町長にお伺いします。

私の前に2名の方が公営住宅について質問されていまして、原則15万8千円以上の所得のある方々は公営住宅を利用できないということです。しかし町民の方が月々支払うものには家賃のほか、電気、ガス、水道、季節的に灯油、その他光熱費、各種税金など、さらに子どもたちの給食費であるとか、町内会費、こういうものがかかっています、通告書には車のことは書いてません。車はお年寄りを持っていない方がたくさんいますから。これで15万8千円以下の入居者がこのような支出は厳しいと。それで家賃というものが、あと1万円ぐらい安くなったら、他のものもスムーズに払えるというような方がたくさんいます。そこでお伺いします。

一つ目、新築される公営住宅にお金がかかり過ぎてはいませんか。1棟3戸の公営住宅にどの程度のお金がかかっていますか。

二つ目、償還の終わっている住宅をリフォームして5千円程度の家賃の設定はできないでしょうか。

この2点をお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「公営住宅の使用料について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「公営住宅建築費が高すぎないか、新築される1棟3戸の公営住宅にどの程度のお金がかかっているのか」についてのお尋ねであります。町で発注する建築工事については、北海道営繕工事積算基準に基づき設計し、入札により建設金額が決定することとなっており、平成27年度に整備した末広団地2LDK2戸、3LDK1戸の1棟3戸については5,724万円で、同じく26年度整備分は5,529万6千円で、25年度整備分は5,029万5千円で落札されております。

資材高騰や労務単価の高騰により価格は上昇傾向にありますが、いずれも積算価格を下回っており、町としては適正な価格と認識しております。

次に、2点目の「償還の終わった公営住宅をリフォームして5千円程度の家賃で貸し出すことができないか」についてのお尋ねであります。まず、公営住宅制度の説明をさせていただきます。

公営住宅は、憲法第25条の趣旨にのっとり、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、住宅に困窮する低額所得者に対し、国と地方公共団体が協力して、

低廉な家賃で供給する住宅です。

公営住宅管理制度は、こうした本旨に基づき、真に住宅に困窮する低額所得者に対し、公平かつ的確に供給できるよう、国民所得や賃貸住宅市場の動向を踏まえ、不断の点検・見直しを行っており、本町における公営住宅の入居基準や家賃の算定等は政令に基づき条例で定めております。

家賃算定については、月額収入と住宅の建築価格や経過年数、規模などにより決定されており、同じ住宅であれば、所得の低い階層がより安く入居できる仕組みとなっています。

例えば、現在住んでいる68%に該当する、収入分位1の世帯においては、家賃算定基礎額が34,400円と設定され、立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数を乗じることで、家賃が計算され、昭和58年建設の3LDKで14,000円、平成10年建設の2LDKで21,700円となります。

また、収入が著しく低額の世帯については、家賃減免制度があり、前年の収入が1人世帯では75万1千円を、2人以上の世帯では、1人当たり39万円を加えた額を下回る世帯収入の場合、55㎡以上の住居で3割、55㎡未満の住宅で6割が減免される制度で、平成25年度で30世帯、26年度で19世帯、27年度で15世帯が対象となっております。

本町としては、低額所得者に対する制度設計については、公平性の面から公営住宅管理制度を遵守していくことが大切であると認識しており、新たな制度を構築する考えはございませんのでご理解を願います。

以上、ご質問のあった2点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 5千円の住宅よりも先に電気、ガス、水道、灯油、いろいろなものを払って残りがどれだけになって、食事代にどれほど入れられるかという、これ町長どのように考えているか。本町で新聞をとっていないという家庭がどれほどあるか。道新で1,200戸とっていますね、購読しています。朝日で170戸、読売で200戸、1,570戸ですか。NHKにどれだけの人たちが受信料を契約しているか。ということは、収入がなく何がこれらを妨げているか。それでこのところ何人もの人とお話をしています。私も新聞はとってませんから、今の町の年金生活者で3,007円は大変ですよ。それでNHKの2千円か2,500円、これを断っている。私も払っていない。私の年金では払えないと言って、お会いしてNHKの職員の方なんだろうか、来て話を。ということは、あと1万円ぐらい家賃が安ければ新聞もとれる、NHKのあれも払っていけるんだと。それでこのNHKの話をしたときに、ひどい話が出たんです。生涯に一度だけのど自慢に出てみようと思って申し込みに行ったら、そうしたらNHKの受信料を払っていない、契約していないから、あなたはのど自慢に出ていただくわけにはいきませんと断られたと。NHKもひどいことをするもんだと言っていました。それで私の住宅料が1万5,300円です今、それが議員報酬があるから払えます。私、年間88万円ぐらいかな年金が。家賃1万5千円で計算すると年間18万円です。払って飯を食うときにどうするか。そしたら茶碗と箸があれば飯は食えます。しかし中身をどうするか。そのときにやはり皆と話したときに、あと1万円家賃が安いところがあればすぐにも移りたいと言うんです。

私もそうです。今、公営住宅から公営住宅へ移るということはできないと言われるけれども、私も1万円の家賃だったら、いったん出たかたちにして、その5千円の家賃のところに入りたいと思っています。町長が言われた30人、19人、15人という、これ足したら64人ぐらいですかね、それで私は貧乏人だから貧乏人としてしか話ができないんだけど、これ一度去年、福祉灯油の件もお話しまして、3年間で911万円助成した福祉灯油を町長は今年度は灯油が安いからということで、でもこれはものすごい待っていますよ本当に。出るんだろうか、出ないんだろうかと。ここで私が思うのは、家賃は5千円に設定できると思います。もう償還の終わっている住宅は公営住宅法とか、国の何々とかしぼりはないはずですね、そうすると屋根を塗り替え、外壁は新しい建材の一番いいやつを張り替えて、中はクロス張りにして、窓はサッシで隙間風が入らないようにし、便所というのは水洗便所であれば、そうするとおそらく1戸200万円かそこらで改修できると思う。そうすると200万円を10年間、役場でいう耐用年数を延ばして10年間住むようにすると年20万円、家賃5千円で年6万円で10年でなんぼ収入になるか。そういうことを考えて、とにかく町長が言われる町民にやさしい訓子府町を実現するために、これは今回は何十人の方が言いましたよ、家賃が苦痛だと。それで私はあえて家賃を滞納、払えない方が何人いるかなんてことは聞きません。これは野暮です。私が払えなかったんだから払えない人がたくさんいたってしょうがないと思います。ですから町民にやさしい町政、これから年をとった方が安心して暮らせる訓子府町をつくるためには、やはり町民にとって何が負担になるかを考えてもらったとき、なぜ家賃が負担になるかということ、電気は3か月払わなかったらすばんと止められる、こんなとき電気を止められたらストーブもたけない。電話も2か月たったらすばんと切られちゃう。そうしたらどうしてもそういうものから先にいく、住宅料金は延ばし延ばしになる。これしかない。不納欠損になってもしょうがないと思う。ですから本当に町民にやさしい、町民のための訓子府町をつくるのであれば、土木・建築業者さんが何を言おうと安く、中はクロスを張り直し、隙間風が入らない、そして水洗便所になっている住宅、私もそういう住宅で5千円といたら何とかしてでも移りますから、移してもらいますから、ですから真剣にこれを考えてもらう。そして今回、私が腹立ったのは公営住宅の入居者を募集というチラシが入ってきました。これ友達から見せてもらいました。そして書いてあるのは何かというと公営住宅、末広団地、平成2年に3LDKで造ったところは物置だけが町の付帯設備なんです。そして次にその下を見ると日出団地、昭和58年に3LDKで、これも物置だけなんです。風呂が付いていないというんです。風呂が付いていない住宅なんていうのは私は初めて聞きました公営住宅については。これが町長が言われる町民にやさしい、そういう施策の中に入っているとしたら、これは大きな間違いだと思うんですがね。町長どうですか。あんまり長くなったからあれですけども、しめとしては5千円住宅をつくるための努力をしてもらいたいということと、こんな風呂の付かない住宅なんかの入居者を募集しちゃいけないと思う。これについて二つだけ。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） ただいま募集の関係があったので、募集の関係は私の方から説明させていただきますけれども、公営住宅については、かつては風呂、要するに浴槽、浴室はつけなきゃならないと法律で決まっているんですけども、浴槽は付かないような

状況で今まで整備していました。本町としては、平成6年に穂波団地が整備されましたけれども、それ以降は浴槽も付けるようなかたちで整備していますし、あと末広住宅も改修をご承知のとおりやっていると申しますけれども、全面的な改修をするものについては、それはいわゆる国費を入れてという意味なんですけれども、国の補助をいただいて全面改修するものについては、いわゆる風呂自体も付けて、あとボイラーとかも付けた整備をしていると。それ以前のもの、平成6年以前のものについては、そのままの状態で行っている。だから幸栄団地については、今ここには載っていませんけど、幸栄団地については全て風呂が付いていない状況だということです。これから来年度以降、幸栄団地の整備を進めていきますけれども、これはこれから計画しますが、それぞれ計画に基づいて全面改修なり、新たに建て替えたりということはしていきたいと思っておりますけれども、現状のものについては国費を入れないで改修をするという考えはないということでございます。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 5千円の話になりますけれども、公営住宅の家賃の関係でいきますと、いわゆる高い安いの話でいきますと、当然何かと比較するということになる、やはり民間住宅ですとか、あと持ち家、そこら辺と比較すると例えば、民間との比較では議員ご承知のとおり安いと思っております。例えばで言いますとうちの町で民間の集合住宅がありますけれども、2LDKで3万8千円から5万5千円、3LDKで4万8千円から6万円程度の家賃ということになりますから比較すると安いと思っておりますし、もちろん持ち家の方についても償還もあると思っておりますし、償還が終わったとしてもかなり維持という関係であると思っております。それで公営住宅の家賃については政令で定められていて、これについては一方で川村議員は高いというご指摘もありますけれども、例えば市営団地なんかでは抽選待ちしているというのもご承知かと思っておりますので、逆に民間と比較して安すぎるというような、そういった話も実はあるということでもあります。それで家賃というのは政令に基づいて、うちの町というのは階層区分、所得部位でいったら1という部位が一番多くなりますけれども、68%の方が収入部位の1というところにいるんですけれども、それでいったら答弁したとおり4月に算定基準を3万4,400円として、それからいろいろこうなかなか難しいんですけれども、年数がたっていけばたっていくほど、どんどんそれを安くしていく。あるいは訓子府町ということで市町村係数とかって0.7を掛けていくとか、それをどんどん安くしていくようなかたちで設定されているということになっています。ですから収入部位の一番多い1の方でいきますと、大体どこの団地に住まわれても1万5千円から2万円台の前半というような家賃設定になっている。これが高いかどうかというのは、なかなか難しいと思っておりますけど。5千円の関係のことで言いますと、議員言われたとおり、公営住宅でいったら木造で30年というのが耐用年数になっているので、それを過ぎたものについては、おそらくそこら辺はどう手をかけてもいいだろうし、あるいは町有の住宅もあります職員住宅ですとか、教職員住宅ですとかありますから、それはもう補助のからみもありませんので、やろうと思えば言ったとおり改修をするということもできますし、家賃を議会にお諮りして、いくらということでは、やろうと思えばできるということになります。ただ先ほど町長の答弁にもありましたとおり家賃対策という意味では、あくまでもこの公営住宅法という全国的に行われている、これをもって対応するべきで、あとは川村議員がおっしゃいましたとおり例えば電気ですとかガスですと

か灯油ですとか、さっき福祉灯油の話がされましたけど、こういったものについては、他の制度でいろいろセーフティーネットが張られて、例えば通告書にも給食費なんてありますけれども、給食費については、例えば生活保護の1.3倍ないし1.4倍の所得の範囲で就学援助されまして、給食費が免除される制度ですとか、そういった部分、これはもう公営住宅に入居されている人に限定されているわけじゃなくて、全体的なセーフティーネットとして、そういったかかる経費に対してのものというのはあると思います。だから家賃政策という意味でいったら公営住宅の制度にのっかっていくのが一番正しいのかなというふうに認識しています。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） ちょっと長すぎる。時計見てたら5分以上も話している。大体ね私がね5千円住宅を設定せよというのは、北見市の低所得者住宅というのは6千円なんですよ。それであえてそれを言わないで5千円と。そして今、民間のアパートでこの庁舎のちょっと向こうに5万円という役場の職員が2、3人入っていますね。5万円、誰が5万円払えるかといったら半分町で払ってやっているわけです。はっきり言うけど、だから入れる、5万円の家賃、そしてメゾン100とかメゾン2000というのも、これ半額、町で負担するわけですね。それで今回この湯船の件もあれですから、今度、公営住宅に温水器を採用したんですね。これ温水器でね、高齢の方に聞いたら、風呂、2日に1回ないし、3日に1回しか入らない。それで温水器350L、大きなやつ、1回に80か90しかお湯は使わない風呂で。そうすると残り200何がしのものが残った、それをまた沸かして温水器に入れたまんま2日間も3日間も置いておくわけですよ。こんな不合理な話はない。温水器の採用、灯油より安いのか便利なのか、高齢の方にとってはどっちなのか、私も年取っているけれども、温水器なんてすぐ空になった昔は。ところが今度はものすごい便利になったのか、何か温水器の使用電力を3段階に分けて時間を分けてとか、北電に行って聞いてきたらそう言った。それでどうなのといったら、普通の一般の家庭の電力の半額ということで設定されているはずですよという説明。私は温水器はいらないと思う。普通のお年寄りで75、私みたいな年齢のもの、私は毎日、温泉行くけれども、住宅の人、2日に1回と言っていた。そしたらね、温水器にね、配管からいろいろ設備してどれだけの金がかかっているんだろうと。電気がどれだけかかっているかというようなことをね計算して、そして新築の住宅に金がかかりすぎるのではないか、だから家賃が高くなるのではないか。積算によって道の許される金額でやる。そんなものは関係ないと思う。町は町で独自に、そしてこの支払の終わった住宅は何も補助を受けなくて1棟4戸直して200万円なら800万円、そんなものは補助を使わないでつくって財政調整基金から出して借金をしなければいい。そしてそこに住んでくれる人が何人いるか。そうしたときに1人に本町の場合33万円の地方交付税が当たるんでしょ。そしたら4人家族だったら132万円の金が入る。家賃安くしたって住んでもらった方が得だよはっきり言って。北見みたいに6千円なんて4階建てであれで1階部分は寒い、2階から上は暖かいけど、下はちょっと寒いからだめだなんて言って、訓子府町から行った人の部屋に行ったことがある。だから隙間風が入らなければ、昔、雨風をしのげればいいといった住宅、ですからね私はより安い5千円といったら、ちょっと皆びっくりするかもしれないけれども、何も1万5千円、私は1万5,300円ですから、それで私の友達は口が悪いから「何だお前これマッチ箱ひっくり

返したような住宅じゃないか」と、「馬鹿なこと言うな、訓子府町は住めば都でおれの家は狭いながらも楽しい我が家っていうんだ」と私は言う。そして昔の小林一茶がこういう句を残している「これがまあ終（つひ）の栖（すみか）か雪五尺」そしてこの「栖」というところが死ぬところって書いて「栖」と読ませている。だから「終の栖」という、雪が五尺降ろうと道が悪かろうと訓子府町は住めば都、狭くても汚くても自分が住んでいるところは楽しい我が家、そのために町長が言われる訓子府町が住みよい町民にやさしいまちをくるために、ぜひ努力していただいて、低家賃住宅をつくっていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 最後一言、町長。

○町長（菊池一春君） 非常にですね、説得力のある町民の一定数の方々の生の声だというふうに私は受け止めました。冒頭、余湖議員の質問だったと思いますけれど、今、公営住宅が11%、全体で自宅を持っている方が80%で、公営住宅が11%、公宅等が4.6%、民間住宅が3.4%という今のうちの住宅環境でございますから、この11%の中でとりわけ公営住宅というのは議員ご存じのとおり1万5,300円、これが高いか安いかというのは、いろんな積算、減免措置も講じて、こういう家賃になっているということは事実でございます。実際に公営住宅を募集します。入居者を。そうすると新しい住宅には入りたいけれども、比較的古い住宅には、そこには入らなくていいとかですね、こういう意見もあるのも現実の住宅の入居審査委員会の中でもよく見られる傾向ですから、私は改めて国からの金を返した、これで5千円がいいかどうかは別ですよ、できるだけ安い家賃で入れるかどうかの可能性について、ちょっと調べさせてもらいます。その上で川村議員がおっしゃるように、俺も含めて入るといような状況であれば、一つの住宅政策として前向きに検討したいと思いますので、ちょっとこれは川村議員、時間がかかりますので、ちょっと時間をください。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） これで私の質問は終わります。

○議長（上原豊茂君） 川村進君の質問が終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

室温が上がっていますので、上着についてはご自由に対応してください。

次は、9番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。私の方から商業環境変化に伴う商業振興策、それともう一つ大きく、大型投資事業の考え方についてという2点で一般質問させていただきます。

まず、一般質問の通告書に従いまして、商業環境変化に伴う商業振興策についてという点で、昨年来、7月よりシティ・ニコットの出店後、半年が経過して、町全体としての商業環境変化が生じていると思いますけれど、それをどのように捉えているか。それによ

て、また既存商店の現状をどのように捉えているかをお伺いします。

それと合わせまして、また今後どのようになっていくと思われるか、それに対し、今後、商業振興支援策があるなら、それをお伺いいたします。

1点目、この商業支援策の中の平成26年6月に公布された「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」および「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」、またこれに合わせて道が第1回定例会、今、開催されていますけれども、第1回定例道議会に提案予定の「北海道小規模企業振興条例案」これを踏まえた上で、町としての条例や振興策に対する考えはいかにあるかをお伺いいたします。

2点目、大手スーパーやホームセンターの出店、先ほどいったシティ・ニコットの出店で、競合する既存店の事業継続可能になる支援策として、既存店のことですねこれ。行政関連施設への物品納入や仕入発注についての配慮の考えがあるかどうかをお伺いいたします。

3点目、昨年末、販売開始2時間で完売した地域消費喚起・地域住民生活等支援対策のプレミアム付商品券、本年度発行への助成の有無についてと、その支援策についての効果と考え方をお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「商業環境変化に伴う商業振興策について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「小規模企業振興条例の制定や振興策」についてのお尋ねであります。平成25年第1回定例町議会において、工藤議員から中小企業振興条例制定に向けての見解について一般質問がありましたことと、今回の小規模企業振興条例の制定に対する考え方につきましては、同様の回答となりますが、現在、本町が置かれている状況など、3年前と同じかもしくは状況が悪くなっていると認識しておりますことから、条例の制定は必要であると考えているところであります。

しかしながら、条例を制定するにあたり、行政の責務、商工会の役割や小規模企業者の自助努力、そして何よりも町民の理解と協力が不可欠であり、この四者が連携・協力するための共通認識を図ることが先決と考えているところであります。

まずは、対象となる小規模事業者が、小規模企業振興条例の目的を理解し、商工会とも連携しながら、制定に向けた検討をしてみたいと考えているところでございます。

2点目に「大手スーパーやホームセンターの出店で、競合する既存店の事業継続可能となる支援として、行政関連施設への物品納入や仕入れ発注についての配慮の考え」についてのお尋ねであります。本町の物品等購入については、取り扱いのできない物品や納期が間に合わない場合などを除き、優先的に町内で調達することとしていますのでご理解を願います。

次に、3点目の「プレミアム付商品券の効果と新年度予算の有無」についてのお尋ねであります。まずは昨年、3期に分けて実施し、1期は4月、6月に、2期は8月に、3期は12月に販売しましたが、プレミアム分を含め総額では、46店舗5,951万9,500円の販売額となっております。

店舗別の利用状況であります。スーパー関係のAコープ、シティ、ニコットの3店舗

で約50.5%、コンビニエンスストアの2店舗で約7.7%、燃料系の5店舗で約17.2%となり、残り36店舗では24.6%となっております。

このことから、およそではありますが、半分は町内事業者の運営する商店で利用されていることと、企画財政課が実施しました利用者の抽出調査でも少ないながらも回答のあった方の3割が町内での購入のきっかけとなった回答があったことを含め、国が進めました消費喚起の目的で行ったこの事業には一定の効果があったと判断されます。

なお、プレミアム付商品券の平成28年度の当初予算におきましては、計上していない状況であります。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） 今お答えいただきました中で、まず最初に質問いたしました小規模基本法ならびに小規模支援法というかたちに対しての商業振興策についてという点に対しまして、回答の中で平成25年第1回定例議会における工藤議員からの中小企業振興条例の制定に向けての見解という質問とそれと重複すると、3年前と同じくとそういうかたちの回答であったと思いますけれども、今回、小規模振興基本法、これは平成26年の年にですね、確か武部新代議員、新年交礼会の席上で、現在の商店、2年前ですけれども、商店街の疲弊に対してどのように考えているかというような質問に対しまして、今まさに国会で小規模基本法の法案が制定される見込みだと。すごく胸を張ってお答えになっていた案でございます。そして、そのものが実質6月には制定されまして、先ほど町長にお答えいただきましたけれども、中小企業基本法と違いまして、要は小規模、つまり零細企業ですね、規定でいきますとおおむね従業員数が20人以下、これは工場ですとか、そういう方になりますね、生産業とかそういう方です。また商業、サービス業では5人以下の事業者に対しての捉え方をどうしていくかと。どういうかたちでそのものを認識し、先ほど回答いただきましたように、当然その中において、先ほど行政も含め、商工会、本人、当然、商工業事業者、町民も含めて共通認識を持って図ることが、四者の連携・協力が必要であると。そのとおりでございます、それをうたっております。そしてさらにその部分において小規模企業振興基本法の中におきましては、地方自治体、つまり町なんかの責務と、商工会もそうですけれども、その位置付けをかなり大きくしているものだというふうに認識しております。その点で細かな説明は重複するということで省略されていたと思いますけれども、私の言ったような点に関しましての認識のご理解がどうであるかを再度確認させていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今、再質問がありました中小企業とそれから小規模企業の条例の関係の認識というふうなお答えをさせていただきたいと思います。

中小企業の考え方については、大きな部分で先ほど小規模の20人以下とかという話がありましたけれども、中小企業においては300人以下、要するにそれ以下の部分について全てというような条例の考え方があります。さらに今回、枠を小さくして小規模企業者の部分を新たに特筆して条例化しようという考え方というふうに認識しております。ですから中小企業の25年に出た中では小規模も含めた中の考え方というふうに回答したと。

ですので、考え方としては小規模と同じような認識でいるということでご理解をしていただきたいと思います。ですので言葉は大きく25年度はそんな説明ですけれども、小規模も含んだかたちの25年の3月については、そういう考え方で質問も受けましたし回答もそういうかたちで小規模を含んだかたちの回答というふうに理解していただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 今ご回答いただきました中で、確かに中小企業基本法、昭和38年に制定されました中に、その中におきまして今、課長の説明がありましたように中小企業の重要性の認識の中に中小企業の振興を重視施策として位置付けるために、住民、企業、自治体の役割や責務を明確にして地域、経済の活性化をしていくと。合わせて小規模、そのときは小規模事業者という表現ではなかったと思いますけれども、小規模に対するもの、この自主的な努力が助長されるものも、また中小企業の役務であると。中で小さくですけど、さらにその中を下請けというのは、ちょっと言い方が悪いですけれども、それも含めて中小企業も応援しながら自分の自己発展に続けていかなければならないというのが中小企業基本法です。ですけれども今回改めて出たのは、その300名以下というものではなくて、それを特化してもう20名以下の店舗自体、店舗であったり工場であったり、そういうものがいかに地域の経済や雇用、そういうものを支える重要な存在であるかということ。そしてまた、このもの自体が地域経済の発展だけではなく、全国で360万の中小企業がある中の9割を占める、全体企業数でいくと全国の中の8割を占める334万の零細、小規模事業者と、ここにスポットを当てて、今までのそういう中でよりもさらにこの部分に対して商工会等含め地方行政も含めて連結して支援をとっていくということ位置付けた政策というか法律として定められてきたものというふうに私は理解しておりますし、このことを求められていると思います。このことに関して、合わせまして昨年のまちづくり推進会議等で確か商工会の小中事務局長の方から質問の中でこれからどうですかという部分で、今度そういう支援法が制定されますと、そこの応援をよろしく願いますというのが確かあったと思いますし、本年度、商工会の次年度要望の中でも商工会より出ていたと思います。また小中事務局長の方から先段やりました議員懇談会の中でもこのような条例の制定に対してお願いをしていきますので、議会としてもひとつ応援よろしく願いますという旨の発言がございました。この条例をなぜ制定しなきゃならないかといいますと、地方公共団体においても小規模事業の振興に関する施策を制定、実施する責務を明記しているということで、小規模企業振興に関する条例を制定することが極めて重要になってくる。先ほど条例の検討をされるとおっしゃっていましたがけれども、前回の中小企業基本法と認識、25年にというように先ほどの回答にありましたけれども、それとはさらに状況も変わり、小さな事業者に対して、しかも今まで求められた発展する事業、施策ではなくて、継続的な、つまり無理をしなくてもいいよと。頑張っ続けていくための応援をしていこうじゃないかという施策だということ。そしてそれに対する条例の制定をお願いしているものだとすることを私としては捉えているんですけれども、その認識を改めてお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 町長の答弁でお話をさせていただいたとおり基本的に条

例を制定することについて検討をするということで前向きな回答というふうに理解をしていただきたい。それと25年と今年の小規模については、その違いがあるという話ではないということをもまず理解していただきたいと思ひますし、私もそういうふうには思ひていません。ですから特に訓子府については、小規模の企業がほとんどでありますので、そういう意味で条例の考え方については答弁しているとおひ今後検討が必要だというふうに思ひますし、検討するにあたり小規模企業者の、この条例を制定するにあたって、やはり理解をすることがまず先決ではないかと。商店個々がこの条例について理解をまずしていくというのが必要じゃないかということで、後段で回答しているとおひであります。ですから行政が率先してつくるというかたちではなくて、まずは商店の小規模企業者の方々がこの条例がどういふふうな目的をしているのかというのを、まずは理解をしていただく。それから行政もそうですし、商工会もそうですし、きちんと説明会なり条例の中身を含めて理解すると。その上で町民が小規模事業者がどうあるべきかということも含めて理解をしていただく。協力をさせていただくということが全て出来上がって条例化になるのではないかとこのふうに思ひます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 課長のおっしゃるのは、まことに理にかなっていると思ひますし、あえてこう釈迦に説法というわけではないですけれども、法律の専門家の方々にあえて言わせていただくんですけれども、同じだというかたちの捉え方の中で、今まで商工会自体が、前回の質問の中でも課長の方からお答えがありましたように既存商店街、街並みの中にある古くからあるお店等に対しても大事な、これからのいろいろな意味でお互い努力し合いながら永らえていくといひますか、大切なものだとこのことで捉えているといふふうにお答えもいただいていたところでございますけれども、それでなぜ今までこのふうなかたちでいながら、指をくわえているわけじゃないんですけれども、そういう既存商店が衰退していく状態にあったかというのは、この小規模基本法の前段の中で提示されているように、いろいろな環境変化等いろいろなものを含めて、おのずからこの状態が変わってきていると、その認識を改めて国もして、ですからこの状況にきていると。その中で当然個々の努力というのも大切だといひ話もしているけれども、ただ商工会ならびに地方公共団体ならびに連携する金融機関、地元の金融機関との連携に基づいて、そういう小規模事業者を支え、そしてプランニングもすることを手伝いながら、これから支援していくといふ小規模基本法というふうには私は読み解いておりますし、今、課長の言った、前と同じですよといひ意味ではないといふふうには私は思ひておりますけれども、その解釈に関してはまた改めて、課長の方ではこのふうな前と同じだといひるのであれば、場所を変えてでも、もう一回話し合つて理解してもらいたいなといふふうには思ひますけれども、ただ、そのような中で大事になるのは、おっしゃるとおり確かに事業主自身の意識の問題、もしくは行動も大事です。ですけれども、それをしばらく長い間かかって応援してきた商工会といひもの自体も体質的に改善しなければならない。多くの情報があると思ひます。といひのも商工会法の中の悪口といひわけではないんですけれども、どうしても商工会がですね、本来であれば伴走型といひますか、今回小規模支援法でうたっている伴走型の事業計画策定や実施支援のために体制を整備しながらやっつけていかなければならないんですけれども、あまりにも今まで商工会自体が与えられているものに対して、ちょっと商工

会自体が誤解してたのではないかなというふうに思われる部分がございます。それは商工会法の中で昭和56年の商工会法の改正で目的に「社会一般の福祉の増進に資することを目的とする」という一項目は本店法の代わりとして出たものに対して「社会一般の福祉の増進に資することを目的とする」というのが追加されることによって、今よくいわれているイベントを組んでみたり商工会はとにかくそういうかたちでの表現をしていくと。本来商工会の目的というのは、経営支援ですとかね、そういうような指導であったりだとか、相談であったり、こういうふうな店主たちやいろいろなものに対する解決がわからないものの支援をしていったりだとか、今後のものに対して支援するのが大きな用途なんですけれども、そこが外れてしまって、外れたわけではないんですが、社会の福祉の増進に資することを目的とする事業ということに重きを置きちゃって、そちらの方に人員が振り向けられてしまい、肝心な個々の経営者等に対する支援や相談であったりバックアップというのが薄らいでしまっていた。求められているのは次に何をやる、次なんだ、そういうイベント性のものだとか、そういうような、例えばプレミアム付商品券なんかもそうですけれども、そういうものに対するものだけを特化するように進められてきてしまったという部分の問題点もあります。つまり商工会に対して自分たちでこう、商工会職員の育成もできてこなかったんですけれども、それに対する今回の小規模基本法に基づいて、逆にもろ刃の剣^{つるぎ}かもしれないけれども、商工会職員、職員というよりも指導といいますか、そういうものにも目を向けられる職員ということを位置付けることも大切であり、それを含めて地方自治体、つまりここで言えば町の場合、町としても合わせた支援をしていくべきではないかなと。そういうものをつくり上げていって小規模事業者の支援にあたっていくと。条例制定に合わせたものをつくっていくべきじゃないかなと私は思っておりますし、先ほど言った自分たちで考え、自分たちで発案して、全部がちゃんとやる気を起こしてという、おっしゃることもわかりますけれども、そこが欠如しながらきているんだということも行政としては再認識していただいた上で支援をするという考えはお持ちいただけないのかなというふうな意味でちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員のおっしゃるとおり小規模の事業者に対する支援に関する法律が制定され、しかも北海道がかなり意欲的にこの問題については取り組もうとしているということは、もう私自身も理解しております。かつての中小企業基本法も関連した中でも別海町やさまざまな先進的な事例を学びながら、そして先の議員の皆さんは先進地視察もやってきた中で新たにこういうかたちのものができてきたということでもあります。すなわち商業関係者はもちろんですけれども、私ども自治体関係者、さらにまた住民の方々の三者が一体になって中小企業というか、小規模事業の振興のために力を合わせていこうというのがこの小規模企業振興基本法の考え方ではないかなと思いますので、その点については、もう何の異論もないですし、積極的にこれからやっていく必要があるのではないかと。しかも今の会長ならびに事務局長、商工会の職員含めて、その点では非常に前向きに今、取り組もうとしている状況でありますし、先般の私は出ておりませんが、1月22日に28年度の商工会補助金に関する話し合いの中でも、この中小企業の振興基本法の施行に対してどうするのかというお話しもとったところでございます。いずれにしても現在では中小企業振興基本条例を制定しているという点ではオホーツク管内では北見市

のみだという状況もありますから、改めてですね、小規模企業の活力を最大限発揮していくことは大事なんだということはもう私どもも商工会関係者も同じ意見でありますので、さまざまな課題を見据えながら改めてこの条例の制定に向けて、商工会、我々、さらに金融機関も含めてですね、努力して制定に向けていくという考え方に立つというふうに私は思っておりますので、いつまでも放っておけない問題でもありますので、お時間をいただきながら早急に関係者と協議をしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 今の部分で検討していただけるということのお話の中で、また検討していただくのも合わせますけれども、町長も今おっしゃっていたように、近々にやる、状況的には既存店等含めてかなり厳しい状況が含まれてきております。それでその質問の中の二番目に出しておりました行政機関、施設への物品納入等に関しての話なんですけれども、これに関しては、先ほどおっしゃっていました中小企業という、もうひとくくり大きい方に対する基本法の中でもうたっていますように、小さな零細企業に対して中小企業のあり方、つまりここでいったら中小企業というのはいないんですね、シティさんやニコットさんになると、支店ですけれども、大手の方の位置付けになってしまいます。いずれにしてもそれはそのものが小規模企業等が自主的に運営しながら生活する環境を逆にいったら支援しながら応援しながらつくっていくと。そのことを位置付けて共に共存し共栄し合うことが逆に中小企業の存続といいますか、目的になってきますよということもこの法律の中ではうたっております。そのことを踏まえた上でですね、回答の中にありました一つの施策ではないんですけど、明確にちょっと言うのははばかれますが行政関連施設の物品納入等に対して優先的配慮を続けてお願いできるかというような部分に対して改めて回答の中には町内であるものに対してはというお答えがございましたけれども、改めてそういう部分含めまして、確かに大きなところで一括で頼んだり、楽であったりだとか、そういう何がないからそうするよねというようなかたちのお話もあるのはわかるんですけども、それでは今、話しました中小企業等の存続に関する問題の手助けには何もなっていないという部分をご理解いただいた上で、そのものを継続していただき、先ほど予算説明の中でもありましたけれども、確かこども園の中で今度は給食センターからじゃなくて、こども園の中での給食のための賄費で1,400何ぼという額が年間にあると思います。その部分を加味された、条例化してませんけれども、加味された上で、20人以下、小売商店だったら5人以下という零細である小規模事業者に対する支援というかたちで購入先等に対して、またもう1点で、うちの町、結構早くからいろんなリフォームとかいろんなことでされていますので、工業関係に関しましては、そのものに対して施策が向けられているというのは理解しております。ただ、さらに町政執行方針の中でもおっしゃっておりますように、建築等に関するものに対して重ねてですね、公共施設の建築等に関しましても地元の建設業者というかたちで支援し、情報も含めて支援し、教育していくというのも確か町政執行方針の中でうたっていたと思います。続けて継続して行っていただきたい。できれば町内で大型があるものを含めまして、町営住宅等の建設等に当たっては当然そういう配慮もされております。ですけれども大型になっても資格やいろんな問題があるかもしれないけれども、JV（共同企業体）を組むのは仕方ないのかもしれないですが、

そういうものも合わせて、少なくともそうであれば3社JVの頭は地元の業者であるとか、その配慮等も含めてですね、今後そういう支援なり等を考えて改めてお願いできないかなというふうに思います。

以上、その部分に関していかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 例えば北見の中小企業振興基本条例なんかもみてますと、例えば市の発注に関し、中小企業者の受注機会の増大に努めますというようなことをきちんと行政の役割の中で連携・協力というので出ています。これは受注機会の増大に努めるということであって、地元企業のみが発注するということでは私はないと。すなわち適正な入札や競争を原則としながらもやはり地元の事業者にさらに優先的にそういう受注の機会といましようか、入札の機会を与えながら発注をしていくというのが基本であろうと思っています。ご存じのとおり今、ニコットとシティが出てきて、私どもの方としては、まず町内の既存の小売商業の方にある品物については基本的には優先的に競争、あるいは少額のものについては見積り等とおしながら購入しなさいと。時間的な問題や、あるいはないもの等については、やはり競争をしながら北見の業者を入れたり、あるいは地元のスーパー等にも入ってもらいながらやっていくと。その点でいいますと私は議員が指摘のように地元業者に配慮をしていくという点では、感謝されても批判される何ものもないというふうに今、私は認識しています、私自身は。もしそれが建設業とか、そういうことになったらまた、これは法律的な問題もありますけれども、少なからず小売商業のお店屋さんや学校給食やいろんなことについては、可能な限り地元の商店に配慮して購入しているというのが実態ではないかと思しますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 今の言葉の中で多分にも不適切な部分もあったのかもしれませんがけれども、私の方の中にあつたのかもしれませんがけれども、ただ、先ほどのお願いと重なりますけれども、地元に対する配慮という部分に関しては、もう一度本当に小規模基本法等がどのようにうたい、どのようなことを目的として今回制定されているかということ再度確認いただきました上で、その部分に関してご配慮いただいているというお話でしたので、そのことを信じ、また今度も継続していただけるということをお願いして、その部分に関しては終わらせていただきます。

この部分の最後ですけれども、プレミアム付商品券という部分に関してですね、実はこれに対していろいろ考え方等があるかと思えますけれども、今回は予定はないというお話で、今回はどうか今年度に関してはないというお話でしたけれども、このプレミアム付商品券の捉え方自体がですね、どのように行政サイドとして捉え、しかも補助されてきたかという部分をちょっと再確認したいんですけれども。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 3期のプレミアム付商品券の再質問だというふうに回答させていただきます。3期分については、今までの1期と2期とは基本的に補助の体制が違ってきております。1期と2期については25%は国の支援、それから5%が道の支援というかたちで1期と2期を販売させていただいております。3期については道の方の予算が余裕があるということで30%全て道の支援というようなプレミアムの部分の商品券

であります。その中で経費につきましては道がその部分についても財源措置するというような話で事務経費も含めて、プレミアムも含めて道が100%の負担をしていただいております。1期目と2期目については町の考え方として町内の商店街の方につきましても努力をしていただいて、ある程度の負担をしていただいて商品券として販売したいというような町の考え方として進めさせていただいております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 今、補助があつたり、いろいろなことと、町の考え方というかたちでプレミアム付商品券に対するお答えいただいたわけですが、この今回プレミアム付商品券で当初1回目の、今おっしゃったように1回目は確かに売れ残し等があつたりということもありました。2回目、そして年末に関しましては、もう2時間で完売と。つまりこれは先ほどプレミアム付商品券の中でご回答いただきました実際にシティ、ニコットさんが加わりまして、その中で販売状況のパーセンテージという中でお話いただきましたけれども、地元において今、シティ、ニコットさんと大きな二つのところが出てきていますけれども、実情的に半年経過した中において、また改めて町外消費といえますか、町外に購買を求める方々、また戻りつつあるのが現状ではないかなというふうに私の方は認識し、そのように聞き及んでいるんですけれども、そういう中において、特に今年なんかは開基120年という年にあたって、プレミアム付商品券自体がですね、本来であれば商工業振興費という面だけではなくて、生活補助といえますか、地域住民に対する還元にも値する事業じゃないかなと。そして町外流出に対する唯一の止め、目に見える歯止めの策といえますか、になってくるかというふうに私は思いますので、できれば町、それ、まち・ひと・しごと創生のということもあつたのはわかりますけれども、補助を別にしてもですね、ある意味では消費者還元といえますか、町民還元として、利益者といえますか、そういうものに対する部分も含めて、さらにプレミアム付商品券等の事業継続とは言いませんけれども、また執り行うことはどうなのかなと。単純には今年はしませんというお話だけでの回答でしか聞こえてこないものですから、町民も多くの方がお待ちいただいていると思いますので、この部分に関しては考えをもう1回検討できないものかなというふうに思いまして質問させていただきます。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今回のプレミアム付商品券の目的でありますけれども、これも町長の方で回答させていただきましたとおり国が進めている消費喚起ですので、議員言われるとおりの目的だと思います。要するに国民の方の日常に関わる消費を早めに行っていただくと。それに利用するための商品券であり、プレミアムを付けて消費を多くしていただきたいということの事業だというふうに認識しておりますし、今回のプレミアムについては目的にある程度の成果はあるというふうに考えております。それと28年度の商品券の発行につきましては、今の時点で商工会から12月に要請がありましたけれども、きちんと商工会の方で整理をしていただいて、年末に向けた方向も含めて検討をしていただきたいということでお願いしている状況であります。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 商工会の方でも整理がされていないということも含めて、もう1回そういうきちんとしたかたちをなささいということの今ご指示かなというふうに解釈

し、その旨で伝えたいと思います。ただ私どもで伺っていた部分に関しましては、要請に対して自分たちで何とかしたらいいんじゃないのという回答があったというふうに聞いておりますけれども、そのような捉え方ではなくて、あくまでもこれは、確かに支援策になるかもしれませんが、町民に対する一つの還元であり、2時間で、それだけ町民も楽しみにしているというか、生活の足しになるという部分の捉え方があると思いますので再度ご検討いただければなというふうに思います。

小規模支援法に対しての多少解釈といいますか、捉え方の部分での食い違いならびに町長等含めましておっしゃっている、自分たち自身、つまり小規模事業者自体の認識、考え方、それと商工会、それに対する認識、それをさらに熟度を増すといいますか、捉えてそれでまた行政と話し合いをし、町民に納得してもらえるかたちで支援するというものの順番でおっていききたいと。そのことであれば当然のように支援していくという回答を得たというふうに思っておりますけれども、もう一歩進んでいただいて、先ほど説明しましたように、この状況下に、ちょっと今、商工会自体の進め方自体も含めて、まだ機が熟していないんですけれども、ただ既存商店等は今、待たなしの状態にあります。ですので、そのことも鑑みたくて、さらに一歩進んだ支援法の条例等の制定等をお急ぎいただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 支援法については冒頭申し上げたとおりであります。プレミアム付商品券については、3回目は特にあつという間、2時間でなくなったと。町長、何やっているんだというご批判も受けました。しかしこれは1回目、2回目の反省点を踏まえて消費者中心のプレミアム付商品券にしたいということで、もちろんシティやニコット、あるいはコンビニエンスストア等も入ってもらった中で今までのプレミアム付商品券とは使い勝手が違うということが町民の理解が広がったんじゃないかと。その点では、あつという間になくなったということについての反省点も含めて、これは中身的には商工会にお願いをしていることをございますので、今後もしそのようなことがあるのであれば、やはり改善をしていかなければならないなというふうに思っています。

もう一つ、やはり気になるのは、プレミアム付商品券をぜひやってほしいと。しかしやはり商工業者が一切の負担がないという状況の中でプレミアム付商品券の実施が本当にかどうかということは私はちょっと熟慮させていただきたいというのが本当のところであります。ですから今日の危機的な状況だという認識がもしおありだとするならば、商工会ならびに商店街個々のお店屋さんがやはりこのままじゃだめだと。こういう提案が必要だと。やらなきゃいけないんだということの声を、それから自分たちの責任も含めて一緒になってやろうという声を私は期待していますので、ぜひそのような喚起をまた私自身もしていきたいと思ひますし、関係者にはその旨を伝えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 今の部分に関しましても、私としては、元いたというのを含めて私自身もそうでしたので、もう今おっしゃった、共に汗かけという意味だと思うんですけども、必ずしももうその体力もない状況に私はきているんじゃないかなという推察をしているものですから、このような格好になったということをご理解いただければなというふうに思いますし、おそらく商工会というまとめる部分においても多少なりともそういう状況があるということは、なぜ理解していただけないんだというふうに思っていますので、そのことだけは付け加えさせていただきたいと思います。

続いて、もう一つの方の大型投資事業の考え方についてという点でお伺いいたします。

本年で、町政執行方針でいうところのシンボリックな施設、認定こども園の建設工事も完了しますが、今後、町の財政運営健全化が懸念されかねないか心配されるスポーツセンターの建て替えに向けた基本設計を実施することについてお伺いいたします。

1点目に、耐震強度不足との診断を受け、建て替えやむなしとの判断で計画されるスポーツセンターですが、平成28年度基本設計から平成31年度供用開始と青写真等が提示されながら、予算額の提示や資金調達の具体策が提示されていない。財政運営上からも町民も安心できる大型投資事業にこれはなっていくのかと、または町民に負担を強いてでも緊急対応の必要性がある事業なのか、ちょっと納得できる説明がないというか不十分ではないかと。予定されている工事、予定というのは基本設計にこれから入るわけですけど、それに対する工事費と資金調達の予定、全体を含めてこういうふうなかたちで調達するという予定だけでもお伺いできないものかという質問でございます。

2点目、図書館については、町政執行方針では利用促進に努め図書館機能充実を図るとありますが、教育行政執行方針では新しい図書館の整備に向けた準備を進めていくとあります。新しい図書館なのか、そのままの機能充実なのか、文章の読み取りの違いかもしれないけれども、明確な行政意思は、要は建て替えなのか、どうなのかという点についてお伺いしたいと思います。

3点目、長寿会館については、財源確保と建て替え環境が整いましたら開基120年の節目に建て替えできればと考えている。また今期の政策に掲げている多機能型障がい者支援施設について、民間事業者による事業化の後押しをしていくとしていますが、両施設について、どの程度の後押しと考えているのか、また実施期間についての予定をお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 投資的な事業は特に財源的な問題が中心ですから、私の方から一括して答弁をさせていただきます。

「大型投資事業の考え方について」3点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「スポーツセンター建て替えに向けて、財政運営上からも緊急性も含めて町民が安心できる大型投資なのか。また、予定されている工事費と資金調達の予定」についてのお尋ねがありました。

現在のスポーツセンターは、昭和56年に施行された「新耐震基準」以前の建物であり、昨年度、耐震診断調査を実施しましたが、特にアリーナ棟は、鉄骨の柱、梁ともに部材の

断面が小さく、耐力不足となっているほか、外壁の壁厚についても現行法の新耐震基準を満たしていないことが判明しました。

また、スポーツセンターは建設から38年が経過し、建物の老朽化、設備機器などの劣化が著しくなっております。

アリーナと小体育館の暖房につきましては、天井に設置している蒸気による暖房機器で輻射熱暖房方式を採用しておりますが、長年の使用により天井の配管にさびが生じ、腐食による水漏れを起こしており、24基あるアリーナの暖房機器のうち、数基は使用できないものがあります。

さらに、蒸気ボイラーについては、平成3年に更新してから25年が経過し、部品供給ができない状態で稼働させており、早急な対応が必要となっております。

また、屋根についても経年劣化により融雪時期にすが漏りが発生するなど、大規模な防水工事が必要となっております。

このようにスポーツセンターは経年劣化による建物の老朽化や設備機器の劣化が著しく、近い将来には大規模改修が必要な状態となっております。

さらに現在は耐震診断結果を受けて外れておりますが、町の避難所としての役割もあることから、防災機能の充実も求められております。

このようなことから、スポーツセンターの建て替えの考え方については、昨年3月の第1回定例町議会においての安藤議員への答弁と昨年6月の第2回定例町議会における河端議員への答弁でも申し上げましたけれども、耐震補強工事については、特にアリーナ部分は多額な工事費がかかることや耐震補強工事は老朽化した施設の長寿命化を図れるものではなく、さらには、老朽化により多くの不具合を抱えている現状などを総合的に検討した結果、管理棟部分も含めて、施設全体を早急に建て替えることが最良であると判断したところであります。

次に、予定されている工事費については、建設条件、建物構造や設備などによって単純に工事費を積算することは難しいことをご理解願います。

参考までに、最近建設された他の市町村のスポーツセンターなどの類似施設の工事費単価により、現在の訓子府町スポーツセンター面積で建て替えをするとした場合の建設工事費は10億円から12億円程度となります。

前段申し上げましたとおり、建設条件、建設構造や設備などの違いから他市町村の類似施設と単純に比較することは難しく、さらに、今後の消費税の増税や資材費および労務費などが高騰することもあり、この建設工事費についてはあくまでも参考程度であることをご理解願います。

また、資金調達の予定については、本年度の基本設計で概算事業費が示されると思いますので、その概算事業費の半分程度を基金造成する準備を進めております。また、補助金としては文部科学省の学校施設環境改善交付金、残りは過疎債の活用を考えております。

いずれにしましても、大型の投資事業でありますので、国の補助金、交付金の制度拡充も見据え、財源充当率が財政状況に及ぼす影響を緩和するよう進めてまいりますので、ご理解を願います。

次に、2点目の「図書館整備の考え方」についてのお尋ねでございますが、図書館につきましては、昭和59年11月に開館し、経年による建物および設備機器の老朽化と狭あ

い化が進み、十分なサービスの提供や管理が難しい状況であり、それらの改善にも限界が生じていることから、平成23年第2回定例町議会における町政執行方針ならびに教育行政執行方針により、現在地で図書館整備を進めることを表明いたしました。

以後、整備に向け平成27年度までに図書館振興計画ならびに図書館整備基本計画を策定し、また、隣接する用地の先行取得も終了したことで、新施設整備の準備は整ったところでもあり、図書館を整備する考えに変わりはありません。

しかし現状としましては、昨年12月の定例町議会での須河議員への回答のとおり、スポーツセンターが耐震不適格建築物に診断されたことにより、喫緊に整備することが必要になったことや、連続する大型投資が将来の財政計画にどのような影響を及ぼすかを見極めることなど、現時点での図書館整備年次の決断が難しい状況にあります。

そういったなかで、各種サービスの拡充や活動の拡大、本年度整備したインターネットサービスの充実など、新たな図書館につながる基盤づくりに取り組み、図書館整備に向けた準備を進めてまいりますのでご理解願います。

3点目に町政執行方針でふれさせていただいた「長寿会館の建て替えと多機能型障がい者支援施設の民間事業者による事業化への後押しと実施時期について」のお尋ねがありました。

長寿会館の建て替えにつきましては、平成27年第4回定例町議会一般質問でお答えしたとおり、町内会連絡協議会を事業主体とし、財団法人自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業の助成金申請書を10月に提出し、12月には自治総合センターに要請活動を行ったところであります。

施設につきましては、位置は中央長寿会の意向から現在地、また敷地の制約から同じ程度の規模となりますが、できる限りの要望に応えるため町内会連絡協議会や中央長寿会と意見交換し、建物の詳細設計を行っているところです。

助成金の内示につきましては、4月上旬とお聞きしていますので、助成金の確定後は建物規模や補助の内容につきまして議会の皆さまと協議させていただきたいと考えています。

次に、多機能型障がい者支援施設につきましては、昨年設立認証された「NPO法人シトレイン」が設置、運営することで準備が進められているところであり、具体的にはグループホーム事業や生活介護事業などが予定され、建設計画はグループホーム棟が2棟、生活介護棟が1棟、駐車場等外構整備とお聞きしています。

施設建設、運営はNPO法人が担うこととなりますが、計画の詳細が確定しましたら、計画内容、実施時期や各種の支援につきまして議会の皆さまと協議をさせていただきたいと考えていますのでご理解をお願いいたします。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 残り時間は6分です。

堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） まず、スポーツセンターという部分に関しまして、再三もう重ねて質問もありましたし、また先ほど余湖議員の方からも質問等ありました。やはり一番気になる部分は、今回10億円から12億円という建設予定費というかたちで出ているんですけど、これが実際にこれからの町財政運営していく中、こども園の負債等も今度は返

済が発生し、そういう中において、こういう大型投資事業がなんぼぐらいでつくっていくのか。そして、一般財源、財源的に賄っていけるのか、一般財源というよりも、過疎、いろいろなもの起債もありますけれども、そういうものを含めて賄ってきて町民負担がまた前のように増えるのではないかという懸念を払しょくされる説明がないという中で基本設計という、800万円という大きな金額になりますけれども、それが出てくるということに対して、それに対して、この議会で承認というかたちになるということをお求めてくるという順番として、もう少し事前説明が必要ではないかなという部分での質問でございます。この中で緊急性も非常にわかりますし、しなきゃならんということで、基本設計にかけて、さらに先ほどの余湖議員の中にも回答としてありましたように、そういうものを含めて基本設計を見ながら改めてまた町民の意見を広く聞き、検討もしていくということを含め、だから基本的には建築というふうにまで持っていくんだという流れはわかりましたけれども、その中でもう一つお願いしておきたい部分に関して、先ほど余湖議員の方から、使う人たちの方の要望として、きちんとしたかたちに意見反映されていないのではないかなと。逆に言うと使わない人たちの意見もあるんだよと。ですからこのものは緊急性を要したり、いろんな施設整備において、私個人としては必要になってくる建築物、構造物だというふうに思います。ですけれども、そんなものは利用しないんだよという町民も中にはいらっしゃるし、そこにお金をかけるのはどうだという意見もあります。ですから、これでこの緊急性、いろんな需要に対してこうだから12億円、多くても12億円という今、あくまで概算だけど、ということも公表し、これでもしていかなければならない事業だということの理解をもう少し広め、それから本来であればこういうかたちの設計に対するご理解を、そして青写真を得ていくべきではないかなというふうに考えますけれども、そこについてはどうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 余湖議員のご質問とも同じような話だと思いますけど、基本設計に至るまでに住民なり利用者の声をどう吸い上げていくかというお話の件ですけど、先ほどお答えしましたように、今、基本構想を町の中で立てた段階では、先ほど来、言っている利用者の主な団体からお聞きした中での要望の中で今の基本構想を立てたということがまず一つでございます。それでそれ以上にさまざまな利用者の意見を聞き取るという意味では、今後ですね、その辺も含めた中で広くやっていきたいと思っておりますし、先ほど、堤議員の方から利用していない人も含めた意見の聴取も必要ではないかというお話でございますけど、私どもとしまして、やはり利用されていない方も含めた中で青写真をある程度の提示をしながら、利用されていない方の広い意見を聞きながら、それらをスポーツセンターの青写真というか、将来的な姿を基本設計の中でつめていきたいと思っておりますので、その辺をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。1分です。

○9番（堤 三樹磨君） 今のお話いただいた中で広く意見をということ、ただ基本的にはとにかくやりますよと。なお掛かる、その話はまた後と。後という言い方はしていませんでしたね、でも確かにこれはちょっといろいろ問題が出てくるのかもしれないけど、でも今後、基本設計を基にして、教育長の方の答弁にもありましたように、改めて町民全体のご意見としてきちんと掌握させていただいた上で今後していくというお約束をいただ

いたというふうに解釈し、また他の部分、図書館等についても、ご回答いただきましたように、やはり町民の多くは非常に危惧している部分に関しては、前段で副町長の説明等にもありましたように、安全と申しますか、町財政運営の健全化という、やはり大きな前提としてあると思いますし、そのように捉えているというふうに私は認識しておりますので、それに対して、このようなかたちで資金捻出であったり、そういうものをしていくという努力をし、できればその部分に対して、こういう計画を持ち、だからこの部分の事業等はまわらない可能性もあるということも含めて・・・

○議長（上原豊茂君） あと20秒です。

○9番（堤 三樹磨君） 町民に求めた上で進めていただければなと思いますけれども。

○議長（上原豊茂君） あと10秒です。教育長。

○教育長（林 秀貴君） それらも踏まえながら十分な協議をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上原豊茂君） 9番、堤三樹磨君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

散会 午後 4時12分